

官報

号外 平成二十八年十一月一日

○第百九十二回 衆議院會議録 第八号

平成二十八年十一月一日(火曜日)

議事日程 第六号

平成二十八年十一月一日

午後一時開議

- 第一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百九十四回国会、内閣提出)の趣旨説明及び質疑

平成二十八年十一月一日 衆議院會議録第八号

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

○議長(大島理森君) 御報告することがあります。

崇仁親王殿下には、去る十月二十七日薨去されました。まことに痛惜哀悼の念にたえません。本院の弔詞は、議長において昨十月三十一日奉呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

大勲位崇仁親王殿下には、にわかに薨去されました。まことに痛惜哀悼の念にたえません。衆議院はここに謹んで弔意を表します。

日程第一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長丹羽秀樹君。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔丹羽秀樹君登壇〕

○丹羽秀樹君 ただいま議題となりました公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮に係る施行期日を消費税率の一〇％への引き上げ時から平成二十九年八月一日に改める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十月二十一日日本委員会に付託され、同日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日から質疑に入りました。

二十八日には、民進党・無所属クラブより、年金機能強化法の施行期日を平成二十九年四月一日とする等の修正案が、また、日本共産党より、年金機能強化法により受給権が発生する老齢基礎年金等の費用の財源に関する規定を削除する修正案が提出され、両修正案について趣旨説明を聴取した後、原案及び両修正案について質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。

質疑終了後、民進党・無所属クラブ提出の修正案について内閣の意見を聴取した後、原案及び両修正案について採決を行った結果、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長浮島智子君。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔浮島智子君登壇〕

○浮島智子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国企業による石油等の資源の確保を促進するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の機能を強化する等の措置を講ずるものであります。

その主な内容は、

第一に、我が国企業が行う海外の資源会社の買収や資本提携の支援を行うことを可能とすること、

崇仁親王殿下薨去につき弔詞奉呈の報告を改正する法律の一部を改正する法律案

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

第二に、民間では実施が困難な海外の国営石油企業の株式の取得を行うことを可能とすること、
第三に、このような業務等に必要資金を政府保証つき長期借入金等により調達することを可能とすること
等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る十月二十五日本委員会に付託され、翌二十六日、世耕経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、二十八日、質疑終局後、討論、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
(第百九十回国会、内閣提出の趣旨説明)

○議長(大島理森君) この際、第百九十回国会、内閣提出、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣塩崎恭久君。

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

公的年金制度については、社会保障と税の一体改革を踏まえ、社会保障制度改革国民会議で、長期的な持続可能性を強固にし、セーフティーネット機能を強化するための課題が示され、その課題の検討にも資するよう、平成二十六年に財政検証を行いました。さらに、社会保障審議会年金部会で制度の見直しを検討してきましたが、今般、これらを踏まえ、公的年金制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、短時間労働者について適切に年金の保障を行う観点から、平成二十八年十月一日から施行された被用者保険の適用拡大において対象外となつて一定の規模以下の企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、対象とすることができるとしてあります。

第二に、次世代育成支援の観点から、国民年金の第一号被保険者について、産前産後期間の保険料を免除するとともに、その免除期間について基礎年金給付を保障することとしてあります。

第三に、公的年金制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準を確保する観点から、年金額の改定ルールを見直すこととします。

具体的には、いわゆるマクロ経済スライドについて、年金額が前年度を下回らない措置を維持し

つつ、賃金変動や物価変動の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて調整するとともに、賃金が低下し、物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて年金額を改定することとしています。

第四に、年金積立金管理運用独立行政法人について、国民から一層信頼される組織体制の確立を図り、年金積立金をより安全かつ効率的に運用する観点から、合議制の経営委員会を設け、中期計画の作成等について議決するとともに、役員の業務の執行の監督を行うこととしています。また、リスク管理のための年金積立金の運用方法を追加することとしてあります。

第五に、日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に関する規定を設けることとしてあります。

最後に、この法律案の施行期日は、公布の日など、改正事項ごとに所要の施行期日を定めることとしてあります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

(第百九十回国会、内閣提出の趣旨説明に對する質疑)

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。とかしきなおみ君。

〔とかしきなおみ君登壇〕

○とかしきなおみ君 自由民主党のとかしきなおみです。(拍手)

質問に入る前に、まず、改めまして、三笠宮崇仁親王殿下が薨去されましたことに、謹んで哀悼の意を申し上げます。

さて、私は、年金制度改革法案について、自由民主党・無所属の会を代表して質問させていただきます。

我が国の年金制度は、若い世代の皆様が保険料を払っていただき、それに税金部分をあわせて高齢者世代を支えるという助け合いの仕組み、賦課方式で成り立っています。

戦後、今の高齢者の方は、御両親を自宅で支えていました。日本は昔からこういった世代間の支え合いを大切にしてきた国であります。その後、経済が発展していく中で、支え合いの形は変わり、社会全体で現役世代が高齢世代を支える仕組みとなりました。今の年金制度は、この世代間の支え合いを体現したものであります。

年金は、五十年、百年という非常に長い期間で運営する制度です。これを将来世代に責任を持って引き継ぐためには、誰からも信頼され、支持される、安定した年金制度であるべきです。その観点から質問をいたします。

最初に、先日、ある新聞に、年金の水準を示す物差しである所得代替率の記事が載っておりまして、政府試算では所得代替率が高く算出されているといった内容でありましたが、その後、訂正記事が掲載されました。

国民の皆様の中には誤解をしている方もいらっしゃると思います。そこで、正確なところをお伝えすべく質問いたします。

平成十六年の改正法により、この年金の水準の計算方法と、その計算方法に基づく水準は将来に

わたつて五〇%を保障すること、これを少なくとも五年に一度は検証するということを政府は決めたわけであります。つまり、国会が決めた計算方法と目標に従つて政府は計算し、目標が達成できるか検証しているわけです。

直近の検証作業は平成二十六年に行われたと承知していますが、総理からその結果を改めてお知らせください。

次に、短時間労働者の皆様の厚生年金への適用拡大についてお尋ねします。

ことしの十月から、既に一定の条件に当てはまる大企業の短時間労働者の皆様が厚生年金の対象となっており、これにより将来の年金水準も大きく改善します。この適用拡大は、まさに将来の所得確保につながるものであり、現役世代の安心につながるものであると評価します。

一方で、百六万円の壁といった言葉が飛び交っており、人口が減少する中でも社会全体の活力を維持していくためには、働きたい人が働ける社会を目指す必要があります。そうした観点からも、一度適用になれば年収の上限を気にせず働ける被用者保険の適用拡大は重要です。

今回の適用拡大の方向性について、厚生労働大臣の見解をお聞かせください。

次に、年金額改定ルールの見直しについて、国民の皆様は正確にお伝えするという観点から質問をいたします。

少子高齢化が進む中で、将来の年金制度はどうなるのだろうか、自分は年金をもらえるのだろうかという不安の言葉も聞かれます。このような不安に応えるためにも、老後の柱となる年金制度をどの世代にも安心できる仕組みとすることが大切

です。

その観点から、今回の改正は、責任ある与党として、若い世代に対してもしっかりと対応していると考えています。今回の改革法案は、世代間の公平を確保し将来の年金水準が下がらないようにすること、若い世代の信頼を醸成するためのもの、であり、将来年金水準確保法案であります。しかし、一部の野党は年金カット法案だとレッテル張りをしていきます。

ところが、驚くことに、批判ばかりを繰り返している旧民主党が政権与党のときに示した年金制度案は、賃金が物価よりも低下した場合には賃金に連動して引き下げられるということになっており、まさに、今回政府が提案しているデフレ経済下における年金改定の方法を先取りしてくださったと言えるのではないのでしょうか。

加えて申し上げますと、その年金制度案では、年金額を賃金に連動して引き下げる場合には、賃金のマイナス分に加えて、十五歳から六十四歳までの人口減少に一定の係数を乗じた分をさらに引き下げるといふ、政府が示している年金額改定ルールよりもさらに強烈に下げる仕組みとなっております。

今回政府が提案している法案を年金カット法案と民進党の方はおっしゃいますけれども、民主党時代に提案した案の方がはるかに年金カットとなるわけであり、この矛盾にどのように民進党の方々が答えになるのか、私はぜひ伺いたいものであります。

そもそも、安倍政権では、今までに実現できなかった規模とレベルの賃金上昇を実現させています。にもかかわらず、一部の野党は、仮定の話を

持ち出して、あたかもすぐ年金が減るといった誤解を与えるような数字を提示しています。

これを聞いた若い人たちはどう思うでしょうか。やはり年金制度は信頼できないといった、誤った情報に基づいて判断してしまうことがあるかもしれません。年金を支える若い世代の方の信頼こそが年金制度を安定させる上で必要であり、このような誤った事実を喧伝するような議論は直ちにやめて、冷静な議論をするべきであります。

そこで、厚生労働大臣に伺います。

今回の年金改革法案が、世代間の公平を確保し、若い世代の安心と年金制度への信頼も確保するものであることを御説明ください。

その一方で、年金を受給している世代への目配りも重要です。若い世代が支払った保険料が現在の制度を支え、逆に、高齢者世代の御理解のもと、若い世代の安心や信頼が生まれると思ひます。

今の現役世代の賃金に応じて改定するという年金改定ルールの見直しは、低所得、低年金の方々に最大六万円の福祉的給付を行った後で実施することになっています。これは非常に重要なポイントです。この福祉的給付も含め、年金受給世代の皆様はどのような配慮を政府は行っているのでしょうか。厚生労働大臣にお伺いします。

次に、年金積立金の運用についてお伺いします。

ことしの四月から六月まで大きな損失が出ており、国民の中にも不安の声がありますが、これは短期的な評価であり、自主運用を開始してから十五年間のトータルで見ますと、実に四十兆円の運用益が出ています。しかも、安倍政権になっ

てからは、アベノミクスの成功を受け、二十七・七兆円の運用益となっております。

年金積立金の運用は、長期の時間軸で見ていくことが原則です。一部の野党は、足元の短期的な運用損だけを取り上げて不安を殊さらにおおるような主張を繰り返していますが、こうした姿勢は到底受け入れられません。

何よりも重要なことは、短期で上下する運用益を議論するのではなく、国民からお預かりした積立金を適切に運用し、長期的に収益が上げられるよう、GPIFのガバナンス体制をより強化していくことでもあります。

そこで、長期的に見て年金積立金の運用状況がどのようになっているのか、また、今回の法案によつてGPIFをどのように変革し、国民の安心と信頼を得ていこうとしているのか、厚生大臣に伺います。

最後に、いま一度申し上げますと、少子高齢化が進む中においても、誰もが安心できる年金制度を将来の世代に引き継いでいくことが大切です。今回の年金改革法案について、その内容がどのように国民の皆さんの信頼を築き、将来世代の年金を確かなものとしていくのか、その全体像と意気込みを改めて総理に伺います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣 安倍晋三君 とかしきなおみ議員にお答えをいたします。

平成二十六年財政検証についてお尋ねがありました。日本の年金制度は、平成十六年改正において、

平成二十八年十一月一日 衆議院會議録第八号

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対するおかしきなおみ君の質疑

四

将来世代の負担を過重にしないため、将来の保険料の上限を固定し、その範囲内で年金の給付水準を調整するマクロ経済スライドを導入しました。これにより、制度を持続可能なものとするとともに、少なくとも五年に一度、人口や経済の長期の前提に基づき、おおむね百年間という長期的な給付と負担の均衡を図るための財政検証を行っています。

平成二十六年の財政検証においては、日本経済が再生し、高齢者や女性の労働参加が進めば、将来の所得代替率は五〇％を上回ることが確認されています。また、この所得代替率は、法律に規定された方法で適切に計算されています。

安倍政権は、まさにデフレ脱却、賃金上昇を含む経済の再生や一億総活躍社会に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、御指摘の、所得代替率が高く算出されているという新聞記事については、その後訂正されたものと承知しています。

年金改革法案の見直しの内容と意義についてのお尋ねがありました。

現在継続審査中の年金改革法案は、いわば将来の年金水準確保法案であり、中小企業の短時間労働者への被用者保険の適用拡大、国民年金の産前産後期間の保険料免除、年金額改定ルールの見直しなどを内容としています。

平成二十六年までは、本来よりも高い水準の年金が支給されていた中で、少子高齢化による人口の構造の変化を踏まえて年金水準を調整するマクロ経済スライドが発動されなかったことにより、今の年金の所得代替率が上昇し、その分、マクロ経済スライドによる調整が長期間になり、結果と

して、マクロ経済スライドが完了した時点での基礎年金の給付水準が約一割低下しました。

このため、年金額改定ルールの見直しについては、マクロ経済スライドの調整期間の長期化を防ぎ、将来世代の基礎年金の給付水準を確保するため、マクロ経済スライドの未調整分を先送りせず、できる限り早期に調整し、賃金に合わせた年金額の改定により、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする見直しを行うこととしたものであります。このような改定ルールの見直しを行うことが責任ある対応であると考えます。

ただし、年金額改定ルールの見直しに当たっては、低年金の方にも十分配慮します。まず、少子高齢化による人口の構造変化を踏まえて年金水準を調整するマクロ経済スライドについては、賃金、物価がプラスのときに発動し、また、マクロ経済スライドによつて、前年度よりも年金の名目額を下げないという配慮の措置は維持します。その上で、未調整分を繰り越して好況のときに調整する仕組みを導入します。

そして、賃金が下がった際に賃金に合わせて改定する見直しについては、実際の適用は、低年金、低所得の方に対する年最大六万円の福祉的な給付を平成三十一年十月までにスタートした後の平成三十三年度からであります。これによつて、年金と相まって、今まで以上に高齢者の生活を支えます。

もとより、安倍政権では、デフレ脱却、賃金上昇を含む経済の再生に全力で取り組んでいるので、賃金が下がるということを前提としているわけではありません。今回の法案を初め、不断の改革に取り組むこと

で、将来にわたつて所得代替率五〇％を確保し、高齢世代も若い世代も安心できる年金制度をしっかり構築していきます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) とかしきなおみ議員にお答え申し上げます。

まず、適用拡大の方向性についてのお尋ねがございました。

短時間労働者の就業調整を防ぎ、労働参加を支援するとともに、所得や年金を確保していくためには、被用者保険の適用拡大を着実に進めていくことが重要でございます。

この十月から、大企業で働く約二十五万人の短時間労働者を対象に被用者保険が適用されており、さらに、今回提出している法案は、中小企業などで働く約五十万人の短時間労働者についても適用拡大の道を開くものでございます。

さらなる適用拡大については、この十月の施行から三年以内に検討することが法律で定められており、適用拡大の施行状況、個人の就労実態や企業に与える影響などを見ながら、引き続き取り組みてまいります。

年金改革法案による信頼確保についてのお尋ねがございました。

年金は、限られた財源を世代間で配分する分かれ合いの仕組みであり、本法案は、世代間の公平を確保し、将来世代の年金水準を確保するためのものです。

安倍政権は、賃金上昇を含む経済再生に全力で取り組みますが、将来、不測の経済状況が生じて

賃金が下がったときにも、将来の基礎年金の水準がこれ以上下がることのないよう、改定ルールを見直すものです。

この見直しによつて、若い世代が将来受け取る年金の水準が確保され、若い世代の年金制度への信頼が高まることで、安心して今の高齢者の年金を支えていただけることになり、年金の持続可能性も高まると考えております。

年金受給世代の方々への配慮措置についてのお尋ねがございました。

今回の年金額改定ルールの見直しは、マクロ経済スライドについては、賃金や物価がプラスのときに発動をし、前年度よりも年金の名目額を下げないという配慮措置を維持し、賃金が下がったときに賃金に合わせて年金額を改定する見直しについては、低所得、低年金の方に最大六万円の福祉的給付を平成三十一年十月までにスタートさせた後の平成三十三年度から導入をいたします。

さらに、低所得の高齢者への対策については、年金の受給資格期間を二十五年から十年に短縮する措置に関する法案を先ほど本院で御可決いただきました。あわせて、医療、介護の保険料の負担の軽減を行うなど、社会保障制度全体で総合的に低所得の高齢者を支えてまいります。

年金積立金の運用などについてのお尋ねがございました。

平成十三年度の自主運用開始以降、年金積立金の累積収益は約四十兆円と、長期的に見て、年金財政上必要な収益を十分に確保しております。国民の皆様には御安心をいただきたいと思います。今回の法案は、GPIFのさらなるガバナンスの強化を図るため、これまで制度的には執行の責

任者である理事長が一人で意思決定も行っていた仕組みを改め、合議制の経営委員会を新たに設け、法人の重要な方針を決定するとともに、執行部がこの方針に基づいて適切に業務を行っているかを経営委員会が監督することなどの改革を盛り込んでいます。

今後とも、国民から一層信頼される組織体制の確立に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 楠木道義君。

(楠木道義君登壇)

○楠木道義君 民進党の楠木道義でございます。

私は、民進党・無所属クラブを代表し、たゞいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案に対して質問いたします。(拍手)

冒頭、三笠宮崇仁親王殿下の御薨去の御訃報に接し、国民の皆様とともに、謹んで心からの哀悼の意を表します。

さて、冒頭、先ほど、とかしき議員の質問の中に、民主党政権時代に年金カット新ルール以上のカットを進めようとしていたというような全く事実ではない指摘があったことについて、こういう場でまさにそのようなレッテル張りをするに厳重に抗議をし、また、物価が上がっても賃金が減少すれば、賃金減少額に合わせて問答無用に年金カットをするような年金カット新ルールについてももちろん議論すらしていないことを、まず冒頭明言しておきます。

さて、民主党政権時に決定した、年金受給に必要な保険料の支払い期間を二十五年から十年に短縮する無年金者救済法案を、我々野党の求めに応

じ、年金カット法案と分離、先行審議をし、本日、衆議院本会議で可決できたことは、全国約六十四万人の無年金者の方々にとって大変大きな前進であり、巨大与党に対して野党の提案が実現をした特筆すべき成果だと考えます。

こうした中、本日、安倍政権による年金カット法案が審議入りとなったわけですが、この間、我々の再三再四にわたる試算要求に出してきたその試算が、国民の皆様に変大な誤解を招く問題試算であって、この試算では、十年前から年金カット法案が発動していた場合に、直近の年金受給額が基礎年金で一人当たり三%カット、月額二

千円カット、月額二万四千円カットとなつていますが、将来の基礎年金は、驚くべきことに何と七%アップ、月額五千円アップ、月額六万円のアップと、減額分の二・五倍もアップするとの大変な誤解を招く試算を発表されました。

しかし、我々の試算では、基礎年金で五・二%、つまり月額四万円の減額、厚生年金で十四万二千円の減額と、政府試算と二%もの差額が生じました。

原因は、我々の試算では、可処分所得割合の減額マイナス〇・二%が、現行ルールのもとでも年金カット新ルールのもとでもひとしく適用される改定である以上、当然マイナス〇・二%の影響を含めるべきと考えます。

ところが、政府試算では、新ルールの試算をするときだけ意図的にこのマイナス〇・二%の影響を除いているために、我々の試算より二%程度減額幅が少なくなっているのです。

安倍総理、現行ルールと新ルールの比較をする際に、双方ともマイナス〇・二%にするか、双方

ともマイナス〇・二%を除いて比較をするか、どちらにしても基準を同じにしないで、年金新カトルルールによる影響額は測定できません。これは基本的な前提です。

安倍総理、なぜ政府は意図的に、減額幅の少ない試算を出されたんですか。また、基準をそろえて比較をすれば、民進党の試算どおり五・二%の減額、つまり基礎年金で月額四万円カット、厚生年金で十四万二千円カットになることをお認めになられますよね。

先ほどの減額試算も過小評価で大問題ですが、増額の試算も過大かつ年金カット法案の影響額とは無関係の試算ということで、これは減額の試算以上に国民の皆様に変大な誤解を生んでおり、訂正、謝罪、試算の出し直しが不可欠です。

政府の将来試算では、現役世代の将来の基礎年金水準は七%アップ、月額五千円のアップとあります。これは過去十年間に年金カット新ルールを適用したと仮定した場合の試算ですが、まず、この増額試算自体が、過去十年間に年金新カトルルールを適用したと仮定した場合に導き出された試算でありますから、これは年金カット法案の影響額とは無関係な試算であることを厚労省年金局も認めました。

次に、この試算は、平成二十六年度財政検証ケースEをもとに計算していますが、このケースEというのは、今後約百年間ずっと賃金上がりが続く、物価上昇率を賃金上昇率が上回り続けるあり得ない経済前提と年金局も認めました。

さらに、この経済状況のもとでは、そもそも年金カット法案自体が発動いたしません。これらの点を指摘し続けた結果、先月二十六日

の衆議院厚生労働委員会、私への答弁で塩崎厚生労働大臣も、七%上がるわけではないと初めて公式に認める答弁をされたわけでございます。

安倍総理、厚労省年金局は、先月二十六日の私への塩崎大臣の答弁以降、ここに来て急遽、今回の計算の構造は将来に当てはめても同様と逃げの回答をし始めました。さらに、塩崎大臣の答弁も、数値はさておきというのがもはや枕言葉のようになってまいりました。

ここは、今回政府が示した基礎年金七%、五千円アップ、月額六万円アップの試算は国民に大きな誤解を与える数字であつたと、安倍総理御本人が政府を代表してお認めになり、訂正、謝罪され、所管の厚生労働大臣に改めてきちんと試算を出すことを指示されるべきだと考えます。答弁を求めます。

年金カット法案が発動された場合の影響額試算の公表を、せめて厚生労働委員会での審議入りまでに、基礎年金、厚生年金も年金カット新ルールを将来に向けて適用した場合の年金受給額についての試算を公表いただきますように、これは、我々はこの間何度も何度も要望してまいりましたので、ぜひ安倍総理からこの場で厚生労働大臣に御指示をお願いいたします。

国民に大きな影響を及ぼす厚生年金の将来試算についても、ぜひきちんとお示しをいただきたいと思ひます。

基礎年金については、わざわざ七%、五千円アップと国民の皆様誤解を与える試算を出したにもかかわらず、厚生年金を出さないのは、そもそも三%、七千円カットの減額幅に比べて増額幅がとて少ないからではないかと想定しますが、違いますか。

本法案は、年金積立金管理運用独立行政法人、GPIFなどでも問題があります。

安倍内閣が二〇一四年十月に株式投資を五〇％まで増させた後、GPIFは昨年度と今年度の十五カ月で十兆円以上の運用損を出しており、十兆円以上損を出しても誰も責任をとらず、誰も賠償もせず、理事長は独法でトップの年収三千百三十一万円という高年収を受けられる。私は業績連動性にすべきだと思いますが、そのような無責任体制を見直すべきだと思いますが、安倍総理に伺います。

また、本法案では、国内株式インハウス運用の検討を示しています。これは、GPIFが、信託銀行など投資機関を通さずに直接、国内株式に投資することで、年金資金を高いリスクにさらし、市場への政治介入のおそれもあります。GPIFの国内株式インハウス運用はやるべきではないと考えますが、総理の見解を伺います。

平成二十六年の年金財政検証では八バターン全てで、賃金上昇は常にプラスで、しかも物価上昇を上回るという前提で計算しています。しかし、足元の経済では、直近十年のうち六年は賃金がマイナスで、かつ物価の伸びをも下回っており、ます。

安倍政権における経済の状況を見ても、平成二十五年度と二十八年度は賃金がマイナスとなり、物価の伸びよりも下回っていて、これは年金カット法案の新ルールが適用される見込みになる状況になっています。

だからこそ、現実的な数字に基づいて年金の財政検証をやり直すべきだと考えますが、総理の見解を伺います。

年金カット法案による年金カット新ルールで、年金の最低保障機能が大幅に損なわれていきます。加えて、安倍政権では、医療費や介護費用の負担増メニューオンパレードが検討されており、ます。

こうしたトータルでの負担増や年金カット法案の影響などによって、高齢者の生活保護受給者の激増が心配されます。政府としては、きちんと高齢者の貧困率を調査すべきです。

そして、年金カット法案の影響も含めて、トータルでの負担増でどれだけ生活保護受給者がふえていくのかをきちんと試算、想定をして、必要な対策を前倒しで準備をして実施していくのが責任ある政治だと考えますが、安倍総理の認識をお答えください。

年金生活者支援給付金はこれまで二回にわたって延期されましたが、仮に消費税一〇％がさらに先送りされた場合でも、給付金は実施されるのでしょうか。

また、給付金以外にどのような具体策で年金受給者の最低保障機能を強化するお考えか、御答弁をお願いいたします。

厚労省の試算でも、二〇一四年の基礎年金の所得代替率が三六・八％であるのに対して、二〇四三年、これはマクロスライド調整が終わる、我々の世代がちょうど受給世代になるころです、このころには二六％、約三〇％も減少するんです。これでは、将来世代の老後の生活は成り立たなくなるのではないかと心配しますが、安倍総理の所見を伺います。

安倍総理、将来世代の年金額を守るには、焼け石に水の場合だたりの年金カット法案でお茶を濁

すのではなくて、将来世代がまともな年金額をもたらせるように、年金制度の真の抜本改革に取り組んでいく考えはおありでしょうか。

最後に、安倍総理、この週末、私も地元で何人も高齢者の方々から、柚木さん、年金をこれ以上減らされたら生活できませんと切実な訴えをいただきました。

今回の年金カット法案が施行された場合、仮に年金制度は守られても、現在、そして将来の年金生活者は守れません。年金制度と年金生活者の両方を守ってこそ、将来はもとより現在の年金生活者を守ってこそ責任ある政治であり、未来への責任だと考えます。そのためには、現実的な試算をきちんと政府が示し、責任ある議論を与野党が進められる環境を整えることが不可欠です。

総理、老後の最大かつ人によっては唯一の生活保障である年金、万が一にもこの年金カット法案の強行採決はこの国会では絶対に行わないとこの場で国民の皆様にお約束いただきますようにお願いをして、私の代表質問を終わります。

なお、答弁が不十分な場合には、再質問、再々質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 柚木道義議員にお答えいたします。

年金改革法案の影響についてお尋ねがありました。

今回の計算は、御党からのお求めに応じて実施したものであります。そもそも、現実には、平成二十六年度までは本来よりも高い特例水準の年金額が支給されていたため、今回の改定ルール見直

しは発動されず、足元の年金額の低下や将来の年金額の増加は起こりません。

今回の額改定ルールの見直しは、厚生年金保険料の引き上げに伴う可処分所得割合の減少分の影響がなくなる平成三十三年度から実施するものである以上、計算においてもこの影響を織り込まずに行うことが適当と考えます。したがって、足元での基礎年金の影響は、御指摘の五・二％減ではなく三％減となります。

現行の年金制度は、いわば世代間の分かち合いの仕組みであり、マクロ経済スライドにより、おおむね百年間で収支の均衡を図ることとしているため、足元の年金水準が低下すれば将来の年金水準が上昇するのは当然であります。したがって、今回の計算における基礎年金の影響は、足元で三％減となる一方、将来は七％増となります。

繰り返しのようになりますが、今回の計算は、御党の求めに応じて、仮に特例水準が適用されず、今回の額改定ルールの見直しで平成十七年度から実施されていたと仮定して、財政検証に当てはめて計算した結果であり、御党の主張にそぐわない結果が示されたことをもって、大変な誤解を招くということはいかなるものかと思っております。

なお、今回の計算の前提としている平成二十六年財政検証では、デフレから脱却し、長期的に物価、賃金ともにプラスとなる経済前提を想定しているため、将来にわたり今回の改定ルールが発動する前提とはなっておりません。

今回の改正は、あらゆる事態に備えて見直しを行うものであります。安倍政権としては、何よりも重要なことは、強い経済をつくっていくことであり、そのため、デフレから脱却をし、賃金上昇

を含む経済の再生に全力で取り組んでおります。お尋ねのような、賃金が物価よりも低下する状況を前提とした基礎年金と厚生年金の計算を行うことは考えておりません。

なお、厚生年金の報酬比例部分については、審議の過程で、必要であれば厚生労働省に検討させたいと考えています。

GPIFについてのお尋ねがありました。年金積立金については、将来の安定的な年金の給付に資するよう、長期的な観点に立つて運用することを基本としております。

平成十三年度の自主運用開始以降、年金積立金の累積収益は約四十兆円となり、政権交代後の安倍政権のもとでは二十七・七兆円のプラスとなっています。

このように、年金財政上必要な収益を十分に確保しています。国民の皆様には御安心をいただきたいと思います。

このように、市場の動向に伴う最近の評価損によっても年金財政上の問題は生じておらず、GPIFの体制や運用の仕組みが無責任との御指摘は当たらないと考えています。

また、GPIFの理事長の報酬は、他の金融機関の報酬水準を踏まえ、適切に設定されていると考えています。

今回の法案には、GPIFのガバナンスの一層の強化のため、外部の有識者などから成る合議制の経営委員会を設けるなどの改革を盛り込んでおります。これは、年金積立金運用に対する国民の信頼を高めるためのものであります。

株式のインハウス運用については、積極的な立場、慎重な立場の双方から意見があり、今回の法

案には盛り込んでおりません。本法案の附則では、改正法の施行後三年をめどとした検討規定を設けておりますが、必ずしもインハウス運用の実施を前提としたものではありません。

財政検証のやり直しと年金の最低保障機能の強化等についてのお尋ねがありました。

平成二十六年の財政検証における経済前提は、経済、金融の専門家で構成される専門委員会における客観的な検討を経て設定しており、前提がおりしいという批判は当たりません。したがって、年金の財政検証を早急にやり直す必要はないと考えています。

日本の年金制度は、世代間の公平を図るとともに、制度を持続可能なものとするため、平成十六年改正において、若い世代の負担が重くなり過ぎないよう、将来の保険料の上限を固定し、その範囲内で年金の給付水準を調整するマクロ経済スライドを導入しました。その上で、少なくとも五年に一度、人口や経済の長期の前提に基づき、おおむね百年間という長期的な給付と負担の均衡を図るための財政検証を行っています。

今後とも、財政検証を定期的に行うことにより、必要な改革を実施し、年金制度を安定的に運営していきます。言うまでもなく、安倍政権は、デフレ脱却、賃金上昇を含む経済の再生や一億総活躍社会に向けて全力で取り組んでいきます。

また、生活保護の受給状況については、高齢者の世帯構成の変化、経済情勢や資産の状況など、さまざまな要素の影響を受けるものであることから、年金額の動向によつて生活保護の受給者がどの程度変化するかといったことをお示しすることは難しいと考えています。

なお、高齢者の生活状況については、国民生活基礎調査や全国消費実態調査などのさまざまな統計データの活用により多角的な実態把握に努めており、長期的に見れば、高齢者の相対的貧困率は若干改善が見られます。

年金生活者支援給付金については、社会保障・税一体改革において、低所得、低年金の高齢者に対する福祉的な給付として、消費税率を一〇％に引き上げる平成三十一年十月までに実施してまいります。

さらに、低所得、低年金、無年金の高齢者については、社会保障・税一体改革において、年金生活者支援給付金のほか、先ほど御可決をいただきました年金の受給資格期間の短縮、医療、介護の保険料負担軽減など、社会保障全体を通じた低所得者対策を講じることとしており、加えて、年金の保障機能を一層強化し、老後の所得保障を厚くするため、高齢者の就業機会の確保、厚生年金のさらなる適用拡大、個人型確定拠出年金への加入促進等にも取り組んでまいります。

所得代替率の低下と年金制度の抜本改革についてのお尋ねがありました。

厚生年金については、現役時代に被用者であった人の生活がある程度賄うことができる額を確保していきたくと考えており、平成二十六年財政検証においても、日本経済が再生し、高齢者や女性の労働参加が進めば、将来の被用者年金の所得代替率は五〇％を上回ることが確認されております。

他方、同じ平成二十六年財政検証において、マクロ経済スライド調整終了後の基礎年金の所得代替率は約二六・〇％となっています。

国民年金については、年金で必要なものを全てを

賄うことは難しいですが、それまでの間の蓄えを含めて、万全な老後が可能となるよう、政府としても努力してまいります。

繰り返しになりますが、低所得や低年金の高齢者への対策については、社会保障・税一体改革において、年金の受給資格期間の二十五年から十年への短縮、年金生活者支援給付金の創設、医療、介護の保険料の負担の軽減など、社会保障制度全体で総合的に講じることとしております。まず、これらにしっかりと取り組んでいくことが重要であります。

なお、年金の抜本改革を行う必要があるとお尋ねでございますが、社会保障と税の一体改革以降の将来の年金制度体系のあり方については、国民の前で議論する場である国会において御党の考え方を明らかにしていただき、議論されるものではないかと考えております。

年金の改革法案の審議の取り扱いについてのお尋ねがありました。

年金改革法案は、世代間の公平を図り、将来世代の給付水準を確保するものであり、年金制度への信頼を高めるために必要なものと考えております。

国会における審議の進め方については、国会の御判断に従うべきものと考えています。政府としては、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。その上で、熟議の後に、決めるべきときは決まなければならないというのが民主主義のルールであると考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 楠木道義君から再質疑の申し出がありますが、残り時間がわずかであります。ちなみに、二分二十八秒でございます。ごく簡単に願います。楠木道義君。

〔楠木道義君登壇〕

○楠木道義君 先ほどの総理の答弁を聞いて、私は大変驚きました。発動されない試算を出してきたと、初めてこの国会でお認めになりました。

これは、三％、二千百円のカットをされても、将来は七％、五千円上がると、全てのメディアが報道しているんですよ。それを、発動しない試算だということを今ここで認めた。

これをもつてしても、まず私は、安倍総理大臣が、三％、二千百円最初のカットされるけれども、将来は七％、五千円上がる、こういう試算は事実でなかったということをお認めになって、国民の皆様には撤回と謝罪、そして新たな試算の出し直しを改めて要求いたします。

そして、もう一問。

これは、そうおっしゃるんだしたら、発動される試算を出してくださいよ、年金カット法案が。我々は、ちゃんと五・二％減額の試算を示して、それに対して政府に対して対案を求めたんですよ。求めた対案が発動されない試算だったということではないんですか、総理。

ぜひ、発動される試算を出していただき、私は、現実的な財政検証の見直しなど、提案もしましたよ。聞いていらつしたと思いますよ。そして、あしたにも厚生労働委員会を強行審議入りするような話も聞こえてまいります。そうであるならば、なおさら、あしたまでに現実的な正しい試算を出していただくことをお願いして、再質問いたします。

少し時間があるので、不十分であれば再々質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回の計算は、御党からのお求めに応じて実施したものであります。

そもそも、先ほど答弁をさせていただきましたとおりでありまして、現実には、平成二十六年までは本来よりも高い特例水準の年金額が支給されていたため、今回の改定ルール見直しは発動されず、足元の年金額の低下や将来の年金額の増加は起こりません。

今回の額改定ルールの見直しは、厚生年金保険料の引き上げに伴う可処分所得割合の減少分の影響が少なくなる平成三十三年度から実施するものである以上、計算においてもこの影響を織り込まずに行うことが適当と考えます。したがって、足元での基礎年金の影響は、御指摘の五・二％減ではなく三％減となります。これは先ほど申し上げたとおりであります。

現行の年金制度は、いわば世代間の分かち合いの……(発言する者あり)

○議長(大島理森君) 御静粛に。御静粛に。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)(続) 分かち合いの仕組みであり、マクロ経済スライドにより、おおむね百年間で収支の均衡を図ることとしているため、足元の年金水準が低下すれば将来の年金水準が上昇するのは、これは当然のことです。したがって、今回の計算における基礎年金の影響は、足元で三％減となる一方、将来は七％増となるわけでございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 議場内交渉係が協議中ですので、しばらくお待ちください。(発言する者あり)

お静かにしてください、今協議中ですから。

楠木道義君からさらに再質疑の申し出がおります。残り時間四十三秒です。ごく簡単に願います。楠木道義君。

〔楠木道義君登壇〕

○楠木道義君 本日に試算を出していただきたいんです、総理。三％減については、我々は五・二パーですけれども、お認めになりましたけれども、しかし、発動されない、そういう表現。しかも、七％上がる。つまり、減るよりふえる方が多い。この点については全く明言されなかったんですね。

シンプルにお聞きしますよ。上がる方、七％上がる。これを、五千円、年額六万円上がるのは事実ですか、事実でないんですか。イエスかノーで、最後にお答えください。国民はそれを知りたいです。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほどお答えしたとおりであります。(拍手)

○議長(大島理森君) 伊佐進一君。

〔伊佐進一君登壇〕

○伊佐進一君 公明党の伊佐進一です。

公明党を代表して、ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

まず冒頭、改めまして、三笠宮崇仁親王殿下の御薨去されましたことに、謹んで哀悼の意を表します。

年金制度は支え合いの制度です。今生きている我々の間だけではなく、これから生まれてくる世代も含めた支え合いの制度であり、その意味では、現在の年金受給世代はもちろん、子、孫、ひ孫の代まで、百年という長期にわたって安定させ、次世代に引き継いでいくことが重要です。

こうした基盤を構築したのが平成十六年の改正です。平成十六年改正においては、若い世代の負担を過重なものとしないうえ、保険料の上限が固定されるなど、世代間の公平を図るための一連の改革がなされました。現在の年金制度は、その骨格において持続可能で安定したものであること、また、この点について財政検証で確認されていることを説明願います。

年金積立金の運用について伺います。私たちの年金は、長期的な視点で安定した運用がなされていることが重要です。一時の評価損で年金制度が崩壊したかのような議論をすることは、国民の皆様への不安をおおる以外の何物でもありません。

高齢者の皆さんにお届けしている年金は、賦課方式であって、現役世代の支払う年金と国庫負担分としての税金の投入部分がほとんどです。つまり、運用している年金の積立金からは一割程度しか支出をしていないため、そもそも運用の影響は限定的です。

さらに言えば、一部の野党の皆さんは、自公政権が運用のポートフォリオを変更したことにより十兆円の損を出したと指摘をしています。しかし、実際は、本年九月までの運用を試算した最新の民間調査では、世界経済の影響を受けながらも、ポートフォリオ変更後の運用がプラスに転じたとの数字が出てきております。

改めて伺います。

自公政権三年十カ月を含め、これまでの年金運用の収益はどうなっているのか、実際にもらえる年金は減ることになるのかについて伺います。

将来受け取る年金を厚くする趣旨から、短時間で働いている方々に対しても、厚生年金に入りやすくする措置が、本年十月からスタートいたしました。今回の法改正は、中小企業の皆さんにおいてもこうした取り組みを選択できるようにするものであり、厚生年金の適用拡大を目指すものです。

中小企業の皆さんは、地域経済の支え手であるだけでなく、社会保障を支え、雇用を生むなど、社会の公器としての役割を担っていたと思っています。アベノミクスの成果として雇用の増加が挙げられますが、その多くは、雇用の七割を占める中小企業の皆さんの御努力のおかげです。

中小企業の皆さんに厚生年金適用の拡大を選択していただくためにも、人材確保に積極的に取り組む中小企業を応援し、また労働者の雇用環境の改善に意欲的な企業に政府から手厚い後押しをする必要があると思いますが、答弁を求めます。

年金額の改定ルール見直しと三党合意との関係について伺います。

今回の法改正において、マクロ経済スライドの調整ルールにキャリアオーバールの考え方を採用すること、また、現役世代の負担能力が低下しているときは賃金変動に合わせて年金を改定することが措置されています。

既に、平成二十一年の財政検証において、現在の高齢者の所得代替率が上昇し、その分、マクロ経済スライドの調整期間が長くなり、結果、将来

世代の年金が減る傾向が明らかになっていました。

こうした背景から、民主党政権下、平成二十四年二月に閣議決定された社会保障・税の一体改革大綱においては、デフレ経済下では年金財政安定化策は機能を発揮できないこと、また、世代間の公平の確保が課題として言及されています。

つまり、一部野党の皆さんが年金カット法案とレッテルを張る今回の改定ルールの見直しは、当時の民主党を含めた三党で既に共有された問題意識に対しての措置であると理解していますが、いかがでしょうか。

今回の改定ルールの見直しは、施行後、これからの将来の不測の事態に備える措置となっています。それを一部野党は、日本が長きにわたって苦しんできた過去十年のデフレ経済に当てはめて、もらえる年金がすぐにでも5%下がるかのような誤解を国民の皆さんに与えていることは、非常に遺憾です。

そもそも、今回の改定ルールは、世代間の分かち合いの仕組みを調整することであり、現役世代の負担が過重とならないよう、将来世代の年金が目減りしないようするものです。

もし年金カット法案とのレッテル張りをするのであれば、我々としては、本法案は、将来世代も含めて年金制度の信頼を確保するための年金確保法案だと思いますが、この点についてわかりやすく御答弁いただきたいと思っています。

今回の改定ルールの見直しは、将来の不測の事態に対しても、年金を安定させ、持続可能としていくものです。

しかし、一部野党は、自公政権が景気、経済の

回復と賃金の上昇を目指している一方で、賃金が下がるような不測の事態への備えに取り組むことは矛盾していると指摘しています。しかし、不測の事態に対する備えを措置することは、国民生活に責任を持ち、誠実に政治を行う与党として当然のことと思います。

政府に伺います。

経済対策を着実に実行していくこと、いざというときの備えをしつかりと取り組むことは、車の両輪であると思いますが、政府の認識を伺います。

民進党からは、改定ルールの見直しにあわせて、月々最大五万円、年六万円を低所得者の皆さんの年金に加算する、福祉的給付金を早期に実施すべきとの提案がなされました。

しかし、賃金・物価スライドの施行は平成三十三年四月であるため、その時期には既に福祉的給付金は施行されています。また、マクロ経済スライドのキャリアオーバールについても、発生するのは最速で平成三十一年度であり、福祉的給付が始まる時期にほぼ一致しています。この調整には、そもそも名目下限措置が維持されているため、キャリアオーバールの制度で年金が減額されることはありません。

よって、民進党の提案は既に織り込まれており、消費税増税にあわせて福祉的給付を確実に実行していくことが重要であると考えますが、答弁を求めます。

本臨時国会での年金に関する議論において、一部野党の方から年金制度は既に破綻しているという指摘があったことは、非常に残念です。

平成二十四年五月の民主党政権下、社会保障と

税の一体改革特別委員会において野田総理は、年金制度が破綻している、あるいは将来破綻をするということばございませんと答弁されております。また、同委員会が岡田副総理は、年金制度破綻というのは、私もそれに近いことをかつて申し上げたことがございます、それは大変申しわけないことだというふうに思っております、やや言葉が過ぎたことは間違いありませんとの見識を述べておられます。

国民の老後の生活の根幹をなす年金制度に対して、不必要に不安をおおることがなく、皆様からの信頼を着実に築いていくことが重要だと思いますが、政府にその見解をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 伊佐進一議員にお答えをいたします。

年金制度の枠組みについてお尋ねがありました。日本の年金制度は、平成十六年改正において、若い世代の負担が重くなり過ぎないように、将来の保険料の上限を固定し、その範囲内で年金の給付水準を調整するマクロ経済スライドを導入しました。

このマクロ経済スライドを着実に実施することなどにより、将来にわたって給付水準を確保する仕組みとし、制度を持続可能なものとしていきます。

その上で、少なくとも五年に一度、人口や経済の長期の前提に基づき、おおむね百年間という長期的な給付と負担の均衡を図るための財政検証を行っています。

平成二十八年十一月一日 衆議院会議録第八号

平成二十六年の財政検証においては、日本経済が再生し、高齢者や女性の労働参加が進めば、将来の所得代替率は五〇％を上回ることが確認されています。

年金額改定ルールの見直しと経済政策の関係についてお尋ねがありました。

もとより、安倍政権では、デフレ脱却、賃金上昇を含む経済の再生に全力で取り組んでいます。賃金の下がるということを前提としているわけではありません。

その上で、非常に長期にわたって運営される公的年金制度を持続可能なものとしていくためには、あらゆる事態に対応できる仕組みにする必要があります。支え手である現役世代の負担能力に応じた給付を行う仕組みにしておくことが必要です。

これにより、若い世代が受け取る年金の水準が下がることを防止し、世代間の公平性が確保され、若い世代が安心して今の高齢者の年金を支えることができるものと考えています。

年金制度を次世代にしっかりと引き継いでいくためにも、年金制度について、あらゆる事態に対応できるよう不断の見直しを行うとともに、年金を初めとする社会保障制度を支える力強い経済を実現すべく、経済再生に全力で取り組んでまいります。

年金制度の信頼性の確保についてお尋ねがありました。

現在継続審査中の年金改革法案は、いわば将来の年金水準確保法案であり、中小企業の短時間労働者への被用者保険の適用拡大、国民年金の産前

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する伊佐進一君の質疑

年金積立金の運用についてのお尋ねがございました。

平成十三年度の自主運用開始以降、年金積立金の累積収益は約四十兆円、また、政権交代後では二十七・七兆円となっており、長期的に見て、年金財政上必要な収益を十分に確保しております。短期的な評価損により年金額が下がることはなく、国民の皆様方には御安心をいただきたいと考えております。

厚生年金の適用拡大についてのお尋ねがございました。

厚生年金の適用拡大は、短時間労働者の就業調整を防ぎ、労働参加を支援するとともに、所得や年金を確保していくために重要な施策です。

この十月から、大企業で働く約二十五万人の短時間労働者を対象に厚生年金が適用されており、さらに、今回提出している法案は、中小企業等でも働く約五十万人の短時間労働者についても適用拡大の道を開くものでございます。

今後、中小企業でも適用拡大が進むよう、短時間労働者の賃金引き上げや本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことにより人材確保を図る意欲的な企業に対してキャリアアップ助成金を拡充し、積極的に支援を行ってまいります。

年金額改定ルールの見直しについてのお尋ねがございました。

今回の年金額改定ルールの見直しは、過去に賃金がマイナスとなった際、マクロ経済スライドによる調整が行われず、年金水準が維持をされた結果、現在の高齢者の年金の給付水準を示す所得代替率が上昇をし、その分、マクロ経済スライドによる調整期間が長期化をし、その結果、若い世代

が将来受給する基礎年金の水準が低下したことを背景とするものでございます。

この状況は平成二十一年財政検証で確認されており、平成二十四年二月に、当時の民主党政権が閣議決定した社会保障・税一体改革大綱において課題とされた、世代間の公平や年金財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドのあり方の見直しを考へようとする問題認識に通じており、今回の法案はこれを解決するものでございます。

次に、本法案の趣旨についてお尋ねがございました。

年金制度は、限られた財源を世代間で配分をする分かれ合いの仕組みであります。今回の法案は、世代間の公平を確保し、将来世代の年金水準の低下を防ぐ意味で、御指摘のように、将来の年金水準確保法案であり、世代間の公平確保法案であると考えております。

この改革によって、若い世代の年金制度への信頼が高まり、安心して今の高齢者の年金を支えていただけることとなり、年金の持続可能性も高まると考えております。

次に、福祉的給付についてのお尋ねがございました。

今回の賃金に合わせた年金額の改定ルールの見直しについては、社会保障・税一体改革において行うこととされている、低所得、低年金の方への最大六万円の福祉的給付を平成三十一年十月までにスタートさせた後の平成三十三年度に導入する予定であり、この福祉的給付によって高齢者の生活をしっかりと支えてまいります。(拍手)

平成二十六年までは、本来よりも高い水準の年金が支給されている。少子高齢化による人口の構造の変化を踏まえて年金水準を調整するマクロ経済スライドが発動されなかったことにより、今の年金の所得代替率が上昇し、その分、マクロ経済スライドによる調整が長期間になり、結果として、マクロ経済スライドが完了した時点で基礎年金の給付水準が約一割低下しました。

このため、年金額改定ルールの見直しについては、マクロ経済スライドの調整期間の長期化を防ぎ、将来世代の基礎年金の給付水準を確保するため、マクロ経済スライドの未調整分を先送りせず、できる限り早期に調整し、賃金に合わせた年金額の改定により、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする見直しを行うこととしたものであります。このような改定ルールの見直しを行うことが責任ある対応と考えます。

今回の法案を初め、不断の改革に取り組むことで、将来にわたって所得代替率五〇％を確保し、高齢世代からも若い世代からも信頼され、安心して年金制度をしっかりと構築してまいります。

我々は、政治家として責任を持った議論を行っていきたい、このように考えているわけであり、年金カット法案といった無責任なレッテル張りを行うべきではない、このように考えております。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 伊佐進一議員にお答えを申し上げます。

○議長(大島理森君) 高橋千鶴子君。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表して、国民年金法等の一部を改正する法律案について質問します。(拍手)

国民年金法第一条は、「国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」と明記しています。収入が公的年金あるいは恩給だけという高齢者世帯は五五%を占め、公的年金はまさに高齢者の生活を支える命綱となっています。

ところが、今、六十五歳以上の単身世帯は、昨年の国民生活調査で二六・三%と、年々ふえ続けています。単身高齢者の基礎的消費支出は約七万二千元に対し、国民年金の平均受給額は約五万円にすぎません。相次ぐ年金引き下げは憲法違反だと、全国四十二都道府県、四千五百九十八人もの高齢者が三十九の地方裁判所に提訴しました。総理は、こうした高齢者の訴えをどう受けとめているのでしょうか。

次に、法案について具体的に質問します。

今回の年金改定ルールの変更の一つは、賃金が物価を下回った場合には賃金に合わせ、物価が上がった場合でも賃金の下がれば賃金に合わせて年金を削減するというものです。政府は、今まで、公的年金が他の私的年金と違って有利なところは物価スライドであると説明してきたのではなかったのでしょうか。

今回の改定は、こうした国民への約束を一方的

に破る禁じ手であり、憲法に基づく財産権及び生存権の保障という点からも取り返しのない事態になり、許されるものではありません。物価が上がれば、それに伴って年金受給額も上がり、少なくともそれまでの生活水準は維持できるといふ期待権をも裏切るものではありませんか。

現在の年金制度は、いわゆる百年安心とうたつた二〇〇四年の改定によつてつくられました。これは、世代間の不公平を正す口実に、マクロ経済スライドを導入すること、所得代替率は五〇%を下回らないこと、保険料は毎年引き上げるが、上限を厚生年金は一八・三%、国民年金は一万六千九百円に固定することが法定化されました。

改定案は、マクロ経済スライド調整率による削減率が、物価、賃金のスライド率よりも大きく引き切れた場合、翌年度以降に持ち越すというキャリーオーバー制度を導入するものです。現行のマクロ経済スライドは、前年よりは下げないという原則があつたため、これまでたつた一回しか発動しませんでした。キャリーオーバー制度はそのための苦肉の策と言えますが、そもそも、二〇〇四年当時描いていた、物価が上がり、賃金はそれ以上上がるだろうという夢のような設計が間違つていたことを総理はお認めになりますか。

民主党政権時に、いわゆる特例水準の解消がありました。デフレ下に二〇〇〇年度から二〇一四年度まで特例として年金水準を維持したことを、年金のもらい過ぎだとまで言つて、十四年分、二・五%をわずか三年間で削減しました。今回制度化したようにするキャリーオーバーの制

度も、二年後、三年後と持ち越される場合も考えられます。仮に物価、賃金が上がった場合でも、持ち越された調整分によつて、実質的な年金額は削減されます。これでは、政府がいつも言う後代へのツケ回しであり、現役世代にも信頼される年金制度とは到底言えません。

マクロ経済スライドによる基礎年金部分の調整期間は、報酬比例部分と比べて長期間にわたり、将来の基礎年金の水準が相対的に低下します。国民年金だけ、あるいは厚生年金部分の低い受給者の生活にまともに影響します。そのために、社会保障審議会の議論の整理では、放置できないとまで指摘されています。

基礎年金へのマクロ経済スライドの適用はやめるべきです。お答えください。

国民年金第一号被保険者の産前産後の保険料免除は、厚生年金では既に実施しており、当然のことです。しかし、次世代育成、少子化対策のためというなら、その財源は、財政基盤の弱い国民年金保険料負担のみによつて賄うのではなく、国民全体で支えるべきではないでしょうか。

短時間労働者への厚生年金の適用拡大は、将来の年金額がふえるという点では意義があり、必要なことです。しかし、本来、同じ条件の短時間労働者なら、事業所の規模にかかわらず全員が適用拡大の対象とならなければなりません。従業員五百人以上の事業所については十月から適用されますが、それ以外は、今回の改定案で労使合意を得て適用されることになります。

今回の改定案では、中小企業も大企業と同じように、短時間労働者に適用させる方策がとられて

業主負担に対する何らかの方策をとるべきではありませんか。

長く非正規で働き、国民年金の保険料も払えなかったなど、未加入のまま働き続けている方もいらつしやいます。厚生年金に加入しても十年に満たず、掛け捨てにならざるを得ない場合があります。政府はこのような場合がどのくらいあるのか把握しているのか、何らかの救済策を考えるべきと思いますが、厚労大臣の見解を伺います。

昨年度とことし第一・四半期でGPIFが十兆円を超える運用損を出したことが大問題となりました。二〇一四年十月にポートフォリオを変更し、国内、外国の株式投資に積立金の半分を使えるようにしたこと、株価操作につながり、外国投資を呼び込み、見せかけの景気浮上に使われ

した。GPIF法第二十一条には、国民の保険料から成る年金積立金の運用は、安全かつ効率的に行われなければならないと定められており、この間の事態は、安定的に運用することから逸脱していると言わざるを得ません。

昨年度の業務概況書によると、GPIFが運用受託機関を通しての間接的に保有している国内外債券、株式について、GPIFが三十三社の実質的な筆頭株主になっていることがわかりました。上位十社の中には、三菱UFJ、三井住友、みずほフィナンシャルグループなどの運用受託機関が名を連ねています。

GPIF改革は、政府の経済対策と一体に政府の側から持ち出されてきたものです。GPIFの理事長、新たに設けられる経営委員会の委員長及び委員は厚労大臣の任命になりますが、どのように中立性を担保するのか、お答えください。

老後の支えである年金の安定確保を願う国民の思いとの開きを、そもそもう認識しているのか、総理に伺います。

終わりに、無年金、低年金対策は喫緊の課題です。十年の加入期間で受給資格を得られる納付期間短縮法案が先ほど可決されました。再延期された消費税一〇％と切り離し、来年八月から施行するもので、本制度により初めて老齢基礎年金の受給資格を得る人は約四十万人と言われています。しかし、納付期間が十年なら、年金は月額一万六千円にしかありません。

無年金、低年金生活者の根本的な解決のためには、その実態をつかみ、国連社会権規約委員会から二度も勧告されている最低保障年金の創設が必要で、総理、お答えください。

以上、終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 高橋千鶴子議員にお答えをいたします。

年金に関する訴訟についてお尋ねがありました。

御指摘の訴訟は、特例水準の解消に関するものと思われ、政府としては、民主党政権時に成立した特例水準を解消する法律に基づき適切に対応したところであり、裁判所で係争中であることから、具体的なコメントは差し控えます。

年金額改定ルールの変更と期待権の関係についてお尋ねがありました。

年金制度は、現役世代が負担する保険料や税によって高齢者世代を支えるという仕組みによって運営されています。その仕組みにおいては、今回提案している、賃金に合わせた年金額の改定の見

直しは、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とすることで、将来にわたって給付水準を確保し、世代間の公平の確保等に資するものであります。

また、この見直しについては、低年金、低所得の方に對する年最大六万円の福祉的な給付が平成三十一年十月までにスタートした後の平成三十三年度から実際に適用することとしており、現在の受給者にも十分配慮しています。これにより、年金と相まって、今まで以上に高齢者の生活を支えてまいります。

あわせて、医療、介護の保険料の負担の軽減など、年金のみならず、社会保障制度全体で総合的に講じることとしており、まずこれらにしっかりと取り組んでいくことが重要です。

このように、所得の低い方々に対してきめ細かく配慮を行い、憲法二十五条に基づき、国が社会保障の向上、増進に努める責務をしっかりと果たしてまいります。

平成十六年の財政再計算において設定していた経済前提についてお尋ねがありました。

平成十六年の財政再計算における経済前提は、経済、金融の専門家で構成される社会保障審議会における客観的な検討を経て、中長期的な視点に立つて設定されたものであります。

その後、デフレ経済が続く中、マクロ経済スライド調整が発動されず、今の年金の所得代替率が上昇し、その分、マクロ経済スライドによる調整が長期間になり、結果として、マクロ経済スライドが完了した時点の基礎年金の給付水準が約一割低下しました。このような事実を踏まえ、今回のマクロ経済スライドの見直しなどを法案として取

りまとめました。

いずれにせよ、所得代替率五〇％を確保できるよう、適切な年金制度の運営に努めていきます。年金額の改定ルールについてお尋ねがありました。

今回のマクロ経済スライドの見直しは、年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、前年度よりも名目額を下げないという措置の結果、生ずる未調整分についてキャリアオーバーの制度を導入することによって、翌年度以降に持ち越し調整することとしたものであります。

このように、キャリアオーバーの制度は、未調整分をできる限り現在の受給世代の中で調整する仕組みであり、後代へのツケ回しという批判は当たらないと考えております。

基礎年金へのマクロ経済スライドの適用についてお尋ねがありました。

マクロ経済スライドは、平成十六年の改革により、将来世代の負担を過重にしないため、将来の保険料水準を固定し、その範囲内で給付水準を調整する仕組みとして導入されたものです。このような仕組みは、基礎年金を含め、公的年金制度全体に共通する考え方であり、

こうしたマクロ経済スライドを含む現行制度のもと、年金額が低い方や年金が受けられない方への対応として、社会保障・税一体改革において、年金の受給資格期間の二十五年から十年への短縮、年金生活者支援給付金の創設、医療、介護の保険料負担の軽減など、社会保障全体を通じた対応を講じることとしています。

産前産後期間の保険料免除についてお尋ねがあ

りました。

国民年金は、厚生年金と同様、被保険者が受給者を支える仕組みです。厚生年金では既に産前産後期間の保険料免除分を厚生年金の被保険者で支えているところであり、国民年金についても、国民年金の第一号被保険者全体が共同して負担することが適当と考えております。

厚生年金の適用拡大についてお尋ねがありました。

今回の法案は、中小企業で働く短時間労働者に、労使合意に基づき、厚生年金の適用拡大の道を開くものです。

社会保険料の事業主負担は、働く人が安心して就労できる基盤を整備することが事業主の責任であるとともに、事業主の利益にも資するという観点から事業主に求められているものです。

その上で、中小企業でも適用拡大が進むよう、賃金引き上げなどにより人材確保を図る意欲的な企業に対し、キャリアアップ助成金を拡充し、積極的に支援を行ってまいります。

GPIFの運用についてお尋ねがありました。年金積立金は、将来の安定的な年金の給付に向けて、長期的な観点に立つて運用することを基本としています。

平成十三年度の自主運用開始以降、年金積立金の累積収益は約四十兆円となり、政権交代後の安倍政権のもとでは二十七・七兆円のプラスとなっています。このように、年金財政上必要な収益を十分に確保しています。国民の皆様には御安心をいただきたいと思います。

また、長期的な観点から行った一昨年の基本ポートフォリオの変更を含め、積立金の運用は専

ら被保険者の利益のために行っており、その結果、長期的に見て年金財政上必要な収益を十分に確保してきております。

今後とも、国民の皆様の理解を得ながら、内外の経済動向等を考慮しつつ、安全かつ効率的な運用に取り組んでまいります。

無年金、低年金対策についてお尋ねがありました。

今回、受給資格期間を二十五年から十年に短縮することにより、六十万人を超える方が新たに年金の受給権を得ると見込んでいます。

また、経済的事情により保険料を納付することができない方に対しては保険料の免除制度を用意しており、なるべく多くの方が年金を受け取れるよう、今後とも制度の周知を図ってまいります。

所得の低い方については、社会保障・税一体改革の中で、年金生活者支援給付金の創設、医療、介護の保険料の負担の軽減など、社会保障制度全体で総合的に講じることとしており、まずはこれらにしっかりと取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 高橋千鶴子議員にお答え申し上げます。

保険料納付済み期間が十年に満たない方への救済策についてのお尋ねがございました。

今回の受給資格期間の短縮は、納付した年金保険料を極力給付に結びつけることで、年金制度への信頼を高めるものでございます。

改正後において、七十歳までの期間を全て納付したとしても受給資格期間を満たすことができない

い無年金の方は、約二十六万人と見込んでおります。

このような方に対しては、年金額には反映されないものの受給資格期間には含まれる、いわゆる空期間があればこれを活用することや、過去五年間の未納分の保険料納付を可能とする特例的な後納制度の利用によって、十年の受給資格期間を満たすケースもあると考えられるため、個別にはがきを送付するなどにより、制度を十分周知してまいります。

GPIFの役員の中立性についてのお尋ねがございました。

年金積立金の運用は、法律上、専ら被保険者の利益のために行うこととされており、積立金はこれまで一貫して被保険者の利益のために運用され、この点は、本法案による改正後も全く変更はございません。

また、本法案では、検討段階における労使の代表者の意見も踏まえ、役員の任命を厚生労働大臣が行うこととしていますが、任命に際しては、その任命基準を、社会保障審議会の意見を聞いて定めるとともに、経営委員に、拠出者団体の推薦に基づき、被保険者、事業主の利益を代表する者各一名を任命することとしており、適切な任命が確保される仕組みとしています。(拍手)

○議長(大島理森君) 河野正美君。

(河野正美君登壇)

○河野正美君 日本維新の会の河野正美です。

私は、日本維新の会を代表して、ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

について質問をいたします。(拍手)

冒頭、安倍総理にお伺いをいたします。厚生労働委員会の質疑において、本法案は、年金カット法案や将来年金確保法案などさまざまな名前前で呼ばれています。総理は、本法案の審議を進めるに当たり、どのような呼び方がふさわしいと考えておられますか。国民にわかりやすくお示しください。

我々日本維新の会は、結党以来、現在の年金制度の賦課方式の問題点を指摘し、積立方式移行という抜本的な年金制度改革を提案してまいりました。

少子高齢化が進行する中で、賦課方式による年金方式では、世代間格差が生じて社会正義に反する上、将来世代の活力が奪われて我が国の長期的な成長と繁栄が妨げられるからです。そこで、積立方式に移行して、どの世代も受益と負担が一致するべきと考えています。

そのような立場から、本法案の前提とする現行年金制度と本法案の論点についてお伺いいたします。

年金についての不安は若者も高齢者も皆が持っていますが、政府・与党は、現行の年金制度につき、百年間は安心を保てるという趣旨の説明をしてきました。平成十六年の年金制度改正においては、既に生まれてくる世代の年金受給終了までの約百年間について年金財政の均衡を図ると称する制度を導入したからです。

十二年前に導入されたこの年金制度により、当時の厚生年金のバランスシート上は、資産と負債が全体として均衡することとなりました。一方で、世代ごとのバランスシートを比較すると、平成十六年度の制度改正によって、将来世代の負担

を約四百兆円ふやして、現役、引退世代の約四百兆円の債務超過を穴埋めしているとの批判もなされました。

平成十六年度の年金制度改正は、それ以前に比べて、将来世代とそれ以外の世代との世代間格差を広げたのでしょうか。もしそうだとすると、現在まで続く百年安心プランについても、世代間格差は続いているのではないのでしょうか。安倍総理の御認識を伺います。

個々人の年金に関する世代別の損得勘定、世代間格差についてもさまざまな試算があります。

ある試算によれば、一九四〇年生まれの方と二〇一〇年生まれでは、年金の損得でいえば、一九四〇年生まれの方が生涯で五千五百万円以上も年金の純受取額が多いとされています。

本法案での年金額の改定ルール見直しは、高齢者の年金給付を見直して、将来世代の給付をできるだけ減らさないという趣旨で導入されたはずで

す。本法案によるルール見直しで、各世代の生涯にわたる年金の純受取額について、どの程度の格差は正が見込まれるのでしょうか。さきに発表された年金受給試算ではなく、負担と給付を合わせた純受取額について、塩崎厚生労働大臣の御認識を伺います。

次に、本法案の前提となっている平成二十六年の財政検証についてお伺いいたします。

この財政検証では、各種の経済指標について、八つのシナリオでの年金財政を検証しています。そのうち、年金が百年安心となっている五つのシナリオでの名目運用利回りは、四・二から二・五%となっています。

これについては、非現実的なほど高い想定との批判があります。また、全要素生産性については、全てのシナリオで現実より相当高いとも批判されています。こうした樂觀的過ぎる想定により、現在の年金財政の深刻な状態が隠されているのではないかと。残り三つのシナリオで検証する方がはるかに現実的ではないかと思われませんが、塩崎厚生労働大臣の御認識をお伺いいたします。

年金の積立金残高は、リーマン・ショックを挟んで減り続けた後、アベノミクスの影響でまたふえました。ただ、運用のいかんにかかわらず、保険料収入よりも年金給付の方が大きいという基本的な構造は変わっておりません。平成二十六年財政検証の八つのシナリオのうち、積立金が枯渇するとしているのは、最も経済成長率の低いシナリオのみですが、そこでの成長率の想定は〇・五%で、そう非現実的な数字ではありません。

そこで、安倍総理にお伺いいたします。
年金の積立金が枯渇する場合もあり得るというシナリオについて、政府はどの程度現実的なものと考えているのか、御認識をお聞かせください。

また、仮に年金の積立金が枯渇して、完全な賦課方式に移行した場合、年金財政にはどのような影響が生じるでしょうか。積立金の運用益や元本の利用という収入があった方が、完全な賦課方式よりも望ましいとお考えかどうか、総理の御認識をお伺いいたします。

最後に、年金制度の積立方式への移行についてお伺いをいたします。

積立方式は、世代間の不公平を解消できる制度です。運用利回りが一定ならば、さきに挙げたような、世代ごとの年金の純受取額の格差は、保険

料と給付についてはゼロとすることができず。この制度への移行に際して、移行時の現役世代が、現行の賦課方式での保険料と自分たちの積み立てのための保険料の二つを負担するという、いわゆる二重の負担が大きなデメリットとして挙げられています。

しかし、二重負担の問題については、年金目的の薄く広い相続税や、遠い将来までの低率の年金目的の所得税の導入、移行期間のみ発行される国債等が、解決策として有識者から提案されております。

こうした提案を踏まえても、なお積立方式への移行は不可能とお考えでしょうか。

また、制度の持続可能性を考えれば、移行に先立ち、少なくとも支給年齢の引き上げが不可欠と考えますが、安倍総理の御認識をお伺いいたします。

我々日本維新の会は、年金に関するあらゆる世代の不安を払拭し、世代間格差や対立を解消し、国民が安心して暮らしていける社会を築くため、引き続き抜本的な年金制度改革案を粘り強く提案し続けてまいります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 河野正美議員にお答えをいたします。

年金改革法案の呼び方についてお尋ねがありました。この法案は、いわば将来の年金水準確保法案であり、中小企業の短時間労働者への被用者保険の適用拡大、国民年金の産前産後期間の保険料免除、年金額改定ルールの見直しなどを内容として

います。

このうち、年金額改定ルールの見直しについては、マクロ経済スライドの調整期間の長期化を防ぎ、将来世代の基礎年金の給付水準を確保するため、マクロ経済スライドの未調整分を先送りせず、できる限り早期に調整し、賃金に合わせた年金額の改定により、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とすることとしたものです。

つまり、世代間の公平性を確保するための見直しであり、この観点からは、世代間の公平確保法案と呼ぶこともできます。

いずれにせよ、法案の呼び方については、さらなるお知恵があれば拝借させていただきたいと考えております。

年金の世代間格差についてお尋ねがありました。我が国の年金制度は、現役世代が支払う保険料などによって、そのときの高齢者の年金給付を支え、今の若い世代が受給者になった際も、そのときの若い世代が支えるという助け合いの仕組みを基本としています。

平成十六年改正では、若い世代の負担が重くなり過ぎないように、将来の保険料の上限を固定し、その範囲内で年金の給付水準を調整するマクロ経済スライドを導入しました。

これにより、将来にわたり給付水準を確保し、世代間の公平を保つとともに、制度を持続可能なものとししました。次世代へ年金制度を確実に引き継ぐために行ったものであり、決して世代間の格差を広げたものではありません。

その上で、少なくとも五年に一度、人口や経済の長期の前提に基づき、おおむね百年間という長

期的な給付と負担の均衡を図るための財政検証を行ってまいります。

平成二十六年の財政検証においては、日本経済が再生し、高齢者や女性の労働参加が進めば、将来の所得代替率は五〇%を上回ることが確認されています。

財政検証のシナリオと完全な賦課方式への移行についてお尋ねがありました。

財政検証においては、八通りのケースのうち、七通りのケースでは積立金はなくなりますが、最も低成長のケースにおいては将来的に積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行する見通しとなっております。

しかしながら、安倍政権では、積立金が枯渇するような経済状態に陥らないよう、デフレ脱却、賃金上昇を含む経済の再生に全力で取り組んでまいります。

現在の年金制度は、将来の保険料水準を固定した上で、積立金の活用を含め、その固定された財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図る仕組みとなっております。政府は、五年に一度、財政検証を行い、年金財政の健全性を検証することとされており、この仕組みにより、一定の積立金を保有しつつ、財政均衡を保つことができるよう取り組んでおります。

もとより、積立金とその運用収入は、主に少子高齢化が進行した将来の受給者の給付水準を確保するために重要な役割を果たしていると考えています。

年金制度の積立金方式への移行と支給開始年齢の引き上げについてお尋ねがありました。

我が国の公的年金制度は、現役世代が負担する

保険料や税によつて高齢者世代を支えるという助け合いの仕組み、いわゆる賦課方式を基本としています。

現に賦課方式から積立方式へ切りかえる場合には、若い世代を含む全世代が、自分の積立金に加えて、現在の高齢者の給付を賄うこととなる、いわゆる二重の負担の問題が生じることになります。

二重の負担を解決するとの御提案であります。現在の高齢者の給付を賄うためには非常に大きな資金が必要となることを踏まえる必要があると考えております。

また、年金の支給開始年齢については、社会保障改革国民会議の報告書において、支給開始年齢の問題は、年金財政の観点というよりは、平均寿命が延び、個々人の人生が長期化する中で、就労期間と引退期間のバランスをどう考えるか、就労人口と非就労人口のバランスをどう考えるかという問題として検討されるべきものと整理されていきます。

今般、年金額改定ルールの見直しを提案させていただいたところであり、法案の御審議をお願いしたいと思います。

〔拍手〕
○国務大臣(塩崎恭久君) 河野正美議員にお答えを申し上げます。

年金額改定ルールの見直しと世代間の給付と負担の関係についてのお尋ねがございました。

今回の額改定ルールの見直しは、賃金が物価より低下するという望ましくない経済状態となった場合でも所得代替率が上昇しないように備え、将来世代の年金水準をしっかりと確保していくため行うものでございます。

世代ごとの給付と負担の関係を考える際には、例えば家庭内での扶養から年金制度を通じて社会的な扶養への移行といった時代の変化などを考慮することが必要であり、そもそも保険料負担と受け取る年金額の対比のみで世代間の公平性を論じることが適当ではないと考えております。

平成二十六年財政検証の経済前提についてのお尋ねがございました。

平成二十六年財政検証の経済前提は、設定プロセスの透明性を確保する観点から、経済、金融の専門家で構成をされる公開の専門委員会と十分御議論いただいた上で、高成長のシナリオから低成長のシナリオまで客観的に幅広く八通りの経済前提を設定したものでございます。

御指摘の三つのシナリオは、さまざまな議論を行うベースとして、低成長を前提としたものも明示したものでありますが、政府としては、何よりも重要なことは強い経済をつくっていくことであり、そのため、デフレから脱却し、賃金上昇を含む経済の再生に全力で取り組んでまいります。

〔拍手〕
○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	安倍	晋三君
厚生労働大臣	塩崎	恭久君
経済産業大臣	世耕	弘成君
出席内閣官房副長官及び副大臣		
内閣官房副長官	萩生田光一君	
厚生労働副大臣	橋本	岳君

○議長の報告

(理事補欠選任)
一、去る十月二十八日、経済産業委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 牧原 秀樹君(理事うえの賢一郎君去る十月二十八日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任
田畑 毅君
野中 厚君
宮川 典子君
山田 賢司君
岩田 和親君
熊田 裕通君
熊田 隆一君
補欠
熊田 裕通君
神谷 昇君
岩田 和親君
瀬戸 隆一君
宮川 典子君
田畑 毅君
山田 賢司君

外務委員

辞任	武井 俊輔君	補欠	國場幸之助君
	辻 清人君		野中 厚君
	國場幸之助君		武井 俊輔君
	野中 厚君		辻 清人君

財務金融委員

辞任	竹本 直一君	補欠	小倉 將信君
	宗清 皇一君		若狹 勝君
	今井 雅人君		鈴木 克昌君
	重徳 和彦君		初鹿 明博君
	古川 元久君		奥野総一郎君
	前原 誠司君		渡辺 周君
	渡辺 周君		小川 淳也君
	小倉 將信君		竹本 直一君
	若狹 勝君		宗清 皇一君
	小川 淳也君		前原 誠司君
	奥野総一郎君		古川 元久君
	鈴木 克昌君		今井 雅人君
	初鹿 明博君		重徳 和彦君

文部科学委員

辞任	神山 佐市君	補欠	辻 清人君
	下村 博文君		宮澤 博行君
	太田 和美君		青柳陽一郎君
	辻 清人君		神山 佐市君
	宮澤 博行君		下村 博文君
	青柳陽一郎君		太田 和美君

厚生労働委員

辞任

補欠

田中 英之君
初鹿 明博君
島田 佳和君
升田世喜男君
初鹿 明博君

経済産業委員

辞任

補欠

佐々木 紀君
うえの賢一郎君
小倉 將信君
塩谷 立君
白石 徹君
福島 伸享君
小沢 鋭仁君
宮路 拓馬君
田畑 裕明君
藤原 崇君
大串 正樹君
神田 憲次君
佐々木 紀君
横山 博幸君
井上 英孝君

議院運営委員

辞任

補欠

藤丸 敏君
牧島かれん君
本村賢太郎君
國場幸之助君
鈴木 憲和君
中島 克仁君
本村賢太郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十月二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員

辞任

補欠

加藤 寛治君
武部 新君
福山 守君
前川 恵君
岸本 周平君
近藤 洋介君
福島 伸享君
升田世喜男君
村岡 敏英君
中川 康洋君
笠井 亮君
階 猛君
小宮山泰子君
大西 英男君
津島 淳君
宮路 拓馬君
山下 貴司君
緒方林太郎君
階 猛君
本村賢太郎君
宮崎 岳志君
井出 庸生君
吉田 宣弘君
斉藤 和子君
笠井 亮君

(質問書提出)

一、去る十月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京電力改革・1F(福島第一原子力発電所)問題委員会の情報隠しに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

国連平和維持活動への参加五原則に関する再質問主意書(階猛君提出)

第四次男女共同参画基本計画と一億総活躍社会の実現に向けての取り組みに関する質問主意書(階猛君提出)

一、昨十月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

核兵器禁止条約にかかる決議案に日本政府が反対した理由に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

核兵器禁止条約にかかる決議案反対に対する外務大臣の発言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

山本農林水産大臣のTPP反対署名に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

(議案付託)

一、去る十月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

パリ協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)(参議院送付)

(議案送付)

一、去る十月二十八日、参議院に送付した内閣提出法案は次のとおりである。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第百九十回国会内閣提出、本院継続審査)

(質問書提出)

一、去る十月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京電力改革・1F(福島第一原子力発電所)問題委員会の情報隠しに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

国連平和維持活動への参加五原則に関する再質問主意書(階猛君提出)

第四次男女共同参画基本計画と一億総活躍社会の実現に向けての取り組みに関する質問主意書(階猛君提出)

一、昨十月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

核兵器禁止条約にかかる決議案に日本政府が反対した理由に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

核兵器禁止条約にかかる決議案反対に対する外務大臣の発言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

山本農林水産大臣のTPP反対署名に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

(答弁書受領)

一、去る十月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員奥野総一郎君提出耐震基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出米軍北部訓練場への新たなヘリパッド建設のために陸上自衛隊へのリコプターが使用されたことに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員升田世喜男君提出国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出東京オリンピックの観戦チケットに関する質問に対する答弁書
衆議院議員奥野総一郎君提出年金積立金の運用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田昭夫君提出政府が日銀の金融政策の有効性を疑っている事に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出「漏れた年金」について安倍総理の国会答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出機動隊員の沖繩における暴言に関する質問に対する答弁書

平成二十八年十月十八日提出
質問 第七一 号

耐震基準に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

耐震基準に関する質問主意書

「平成二十八年熊本地震」(以下「熊本地震」と称す)では、建築基準法の耐震基準に合致した公共建築物等にも甚大な被害が出て避難所として使用できなくなったり、住宅が倒壊したケースが相次いだ。専門家の中からは、「耐震基準の見直しが必要とする意見も少なくない。」

そこで、以下質問する。

一 「地震地域係数」を設けている理由ならびに、係数がどのような根拠で算出されたのか示されたい。マグニチュード(以下「M」と称す)とはど

のように連関するのか。

二 熊本地震は予測できたのか。予測できなかったとすれば、地震地域係数の低い地域でも、大地震は十分起こりうるということではないか。

三 熊本地震の本震は、M七・三、熊本県西原村と益城町で震度七を観測した。M七・三は一九九五年(平成七年)に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)と同規模の大地震である。九州においても、近畿圏と同規模の大地震が起きることがわかったわけだが、なお、「地震地域係数」を設けている根拠は何か。

四 益城町役場庁舎など昭和五十六年基準を満たしている建築物の構造部分が損傷した。地震地域係数がなければ、損傷を免れたケースもあるのではないか。

五 国土交通省の「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」の報告書では地震地域係数について「そのあり方は中長期的に検討すべき課題であると考えられる」としているが、いつ、どこで起きるかわからない大地震での被害を少しでも防ぐためには、地震地域係数について国は早急に見直すべきと考ええる。政府はどのように検討を進めているのか、具体的に示されたい。

六 地震地域係数については、福岡市、静岡県など自治体が独自に係数を上乘せし、被害を抑える取り組みをしている。一方で、沖繩県では全国で唯一係数が〇・七となっている。建築コストのみを優先し、財政力の弱い地域の安全性が損なわれているのではないか。政府の考えを伺いたい。

七 前述報告書では「構造部材や非構造部材等の

部分的な損傷により、庁舎、体育館などの避難所、病院、共同住宅等で地震後に継続的に使用できなかった事例が確認された。こうした状況を踏まえ、今回の熊本地震を含む最近の地震被害において建築物の機能が損なわれ、継続的に使用できなかった事例について、その原因を明らかにする必要がある」としている。さらに「災害時に機能を継続すべき庁舎や、防災・避難・救助等の拠点となることがあらかじめ想定されている施設については、被害を少しでも軽減し、期待される機能が被災後に維持できるようにするための検討を行うことが必要である」としている。これらの指摘に対し、政府は具体的にどのような取り組みのか、明らかにされた

八 建築基準法第二十条第一項第四号の「小規模な建築物」では「直下率」は基準の対象外となっている。しかし、NHKスペシャル等で報道された通り、熊本地震においては、二〇〇〇年基準に適合した新耐震住宅が多く全倒壊した。専門家は、直下率が採用されていなかったことが原因、と指摘している。政府の見解と、四号建築物についても「直下率」を取り入れる考えはな

九 朝日新聞(二〇一六年十月十六日付け朝刊)は「活断層の上 住めるのか」と題し、活断層が甚大な被害をもたらした熊本地震対策の問題点を指摘している。機能が失われた益城町役場庁舎も隠れた活断層上やその延長線上にあった可能性も考えられる。この記事によれば福岡沖地震を経験した福岡市では、断層周辺にビルを建てる場合、国の基準より二十五%上乘せした耐震

強度を求める条例を設けている、という。国は来年度予算で益城町の断層調査や断層を避ける区画整理への新たな支援も設けていると伺うが、そもそも、断層を避けるための法整備こそ優先するべきではないか。

十 政府は今回の熊本地震被害の問題点を早急に洗い出し、建築基準の全面的見直しをすべきと考える。政府の方針を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第七一 号

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員奥野総一郎君提出耐震基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員奥野総一郎君提出耐震基準に関する質問に対する答弁書

一、三、五及び六について

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)においては、同法第二十条第一項の規定に基づき建築物の構造に関する安全性を確かめるための構造計算を行うに当たって、地域ごとに異なる地震の発生確率等を考慮するために、地震地域係数(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十八条第一項に規定するZの数値をいう。以下同じ。)を用いることとしている。地震地域係数は、その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度や地震活動の状況等に応じて一・〇から〇・七までの範囲内において定められており、地震の規模を示すマグ

ニチュードとは直接対応していない。したがって、御指摘のように「建築コストのみを優先しているものではなく、また、御指摘の「財政力の弱い地域の安全性が損なわれている」との意味するところが必ずしも明らかではないが、地震地域係数を定めるに当たって地方公共団体の財政力は考慮していない。

国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所が合同で開催した「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」(以下「委員会」という。)の報告書においては、平成二十八年熊本地震について「地域の被害状況に地震地域係数の影響は確認されなかった」とされており、また、地震地域係数の在り方は「中長期的に検討すべき課題」とされているところであり、地震地域係数の見直しについて、政府としては、現時点において、具体的な検討は行っていない。

二について
地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成二十五年二月に公表した活断層の長期評価において、平成二十八年熊本地震で活動した断層について、日奈久断層帯の高野―白旗区間ではマグニチュード六・八程度の規模の地震、布田川断層帯の布田川区間ではマグニチュード七・〇程度の規模の地震が発生する可能性があるとして評価していた。

四について
お尋ねの「損傷」について、建築基準法第二十条第一項の規定に基づく構造計算においては、震度六強から七に達する程度の大地震(以下「大地震」という。)に対して建築物が倒壊しないことを求めているが、大地震に対して建築物が損傷しないことまでは求めている。

七について

御指摘の建築物については、平成二十八年熊本地震の後に継続的に使用できなかった原因の分析を含めて整理した上で、建築物の構造等に関する最低の基準を定めている建築基準法の基準に加え、大地震後も当該建築物の機能を継続するために必要な事項を地方公共団体等に情報提供できるよう検討してまいりたい。

八について

御指摘の「二〇〇〇年基準に適合した新耐震住宅が多く全倒壊」の意味するところが必ずしも明らかではないが、委員会の報告書においては、御指摘の「二〇〇〇年基準に適合した新耐震住宅」が倒壊した原因として、「地盤変状」や「局所的に大きな地震動が作用した可能性」が挙げられており、御指摘の報道にある「直下率」が影響したものではないと考えている。したがって、建築基準法に「直下率」に関する規定を取り入れることは考えていない。

九について

活断層の地震発生確率については、様々な研究が行われているが、現時点では不確定さを含んでおり、また、活断層で発生する直下型地震については、具体的な範囲や地震動の大きさ等がいまだ十分に明らかになっていないと承知している。したがって、お尋ねの「断層を避けるための法整備」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、活断層上の建築行為を法律で一律に制限することは現時点では困難であると考えている。

十について

お尋ねの「建築基準の全面的見直し」の意味する

るところが必ずしも明らかではないが、委員会における検討を踏まえ、建築基準法に基づく現行の耐震基準についてはその有効性を確認していること等から、耐震基準の全面的見直しは考えていない。

平成二十八年十月十九日提出
質 問 第 七 一 号

米軍北部訓練場への新たなヘリパッド建設のために陸上自衛隊のヘリコプターが使用されたことに関する再質問主意書

提出者 仲里 利信

米軍北部訓練場への新たなヘリパッド建設のために陸上自衛隊のヘリコプターが使用されたことに関する再質問主意書

米軍北部訓練場への新たなヘリパッド建設のために陸上自衛隊のヘリコプターが使用されたことに関する再質問主意書第一号で質問を行い、十月四日付で答弁を得たところである。その際行った質問では、自衛隊ヘリを使用した法的根拠や自主環境アセスとの関係、航空法に基づく手続きなどについて質したところ、適正に行われたとの答弁に終始している。しかし、その後の沖縄県内の地元紙の報道や、議員会館内で行われた市民と防衛省とのやりとりなどにより、政府答弁の矛盾点や疑問点が明らかにされている。そこでお尋ねする。

一 沖縄県内の地元紙によれば、防衛省が「航空法第八十一条ただし書」に定められている申請文書を出す前に大阪航空局が許可証を交付していたとのことであるが、事実関係を確認するため、実際に自衛隊ヘリが重機を搬送した年月

日、防衛省の申請年月日、大阪航空局の許可年月日、防衛省が申請書を郵送した年月日、近畿中部防衛局が防衛省から郵送された申請書を受理した年月日、近畿中部防衛局が大阪航空局に申請書を提出した年月日について政府の承知するところを明らかにされたい。

二 沖縄県内の地元紙によれば、大阪航空局は防衛省から電話による伝達を受け、その後大阪航空局が防衛省に口頭で許可したとのことであるが、これら口頭での伝達はだれとだれの間で行われたのか、そしてそれらのやり取りの年月日時間はいつか、その内容はどのようなものか、口頭での申請を受けて大阪航空局はどのように手続きや基準を経て許可の判断と決裁を行ったのかについて政府の承知するところを明らかにした上で、許可を行うに際して検討すべき書類が揃わない中で法的効果を伴う決裁を行うことは是非について政府の見解を答えられたい。

三 沖縄県内の地元紙によれば、防衛省は「航空法第八十一条ただし書」に定められている申請は一年分を「事前に許可を得ていた」としているとのことであるが、その事前の一年分の申請とその許可の内容について政府の承知するところを明らかにした上で、一年分と言う極めて長期間の許可を得ることが法的に可能か、そのような手続きは妥当かについて政府の見解を答えられたい。

四 質問三に関連して、本職は九月二十六日付質問主意書第一号で今回の自衛隊ヘリの使用に関する法的根拠を質したが、その際政府は「ヘリパッド建設工事に反対する人々により陸路による資機材の運搬が困難となっていたことから、

ヘリによる運搬を実施することとした」と答弁した。それが事実であるならば、ヘリの使用の検討や決定は少なくとも平成二十八年の九月以降でなければならぬが、質問三に記載したように、なぜ一年前に「事前に許可を得る」ことができるのか、それとも政府は一年前からヘリパッドの建設を再開することを決定しており、同時に住民や県民から猛反発が生じることを想定して自衛隊のヘリを使うことを最初から決めていたのか、それぞれ明らかにされたい。

五 質問四に関連して、建設工事を請け負った業者が住民の反対運動により陸路による資機材の運搬が困難になり、自分たちの手に負えない、工期に間に合わすことが出来ないから自衛隊のヘリを使いたいと政府に申し出たのか、それとも政府が自ら提案して実践したのか、明らかにされたい。

六 工事請負契約上は、請負業者が陸路による資機材の運搬経費を負担することになっているものと思われるが、陸路を使わずに自衛隊ヘリを使った場合の経費は請負業者が負担するのか、また結果的に浮いた陸路の経費の減額変更契約を行うのか、それぞれ明らかにされたい。

七 防衛省は航空法に基づく許可について、九月十五日時点では「自衛隊機だから許可は必要ない」と言っていたが、翌日の九月十六日に申請書を提出している。なぜ前日までには必要ないとしていた手続きについて指摘を受けて急ぎよ行うことにしたのか、その理由を明らかにされたい。

八 今回の自衛隊ヘリの使用根拠法について、政府は防衛省設置法第四条第一項第十九号である

と強弁する。しかし、第四条は防衛省の所掌事務に関する規定であり、第一項は「防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる」として第一号から第三十四号までを列挙しており、そのうち第十九号は「条約に基づいて外国軍隊の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供」の事務を挙げているだけである。この規定のどこに自衛隊のヘリを使用してよいと記されているのか、大臣が命令すればよいとされているのかについて政府の見解を答えられたい。

九 本職は九月十四日に防衛省に対して文書でヘリパッド建設工事の工程表と、九月十四日に沖縄防衛局が沖縄県に対して行った回答の内容に関する資料の提供をそれぞれ依頼した。しかしその後、本職の再三の督促にも関わらず、理由を全く明かさずに防衛省は資料を提供しようとしな。議員の依頼や督促に対して真摯に対応せず、資料を提供しようとしな。このことについて政府の承知するところを明らかにした上で、このような行為は隠ぺい工作に他ならず、議員の質問権を侵害する行為であると言わざるを得ないが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第七二号
平成二十八年十月二十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出米軍北部訓練場への新たなヘリパッド建設のために陸上自衛隊のヘリコプターが使用されたことに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出米軍北部訓練場への新たなヘリパッド建設のために陸上自衛隊のヘリコプターが使用されたことに関する再質問に対する答弁書

一から四まで及び七について

北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事における自衛隊のヘリコプターによる機材の運搬（以下「本件運搬」という。）については、平成二十八年九月十三日に実施している。

本件運搬に係る航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八十一条ただし書に規定する国土交通大臣の許可については、陸上幕僚長が、同年一月一日から十二月三十一日までの間、同訓練場において、陸上自衛隊所属の航空機により、実用試験、操縦訓練及び地上部隊との協同訓練を実施するとの理由で、物件を機体の外に装着し、又はつり下げて行う飛行及び航空偵察、空中監視、空中観測、航空輸送、射撃動作、ヘリボン行動、写真撮影等を行う飛行について、平成二十七年十二月九日に国土交通省大阪航空局長に申請し、同月二十二日に同航空局長から許可を受けたものであり、一般に、同条ただし書に規定する国土交通大臣の許可の期間については、同省において、個々の申請内容に応じ、適切に判断がなされているところである。

なお、同幕僚長は、年間を通じた包括的な許可として当該許可を受けていたものであるが、本件運搬に際し、平成二十八年九月十三日に、同省大阪航空局長の担当者から防衛省整備計画局

の担当者に対し、包括的な許可に加えて、念のため、資機材の運搬を目的とした許可を個別に受けることが適切ではないかとの指摘がなされ、これを踏まえて同日、同幕僚長が同航空局長に当該個別の許可を申請し、同航空局長からその許可を受けたところである。

一及び二で御指摘の記事における「許可」は、当該個別の許可を指すものと考えられるが、本件運搬は、平成二十七年十二月二十二日に行われた許可の範囲内のものであり、当該個別の許可については、結果的に不要であったものである。

五について

本件運搬については、現地の状況等を踏まえ、防衛省において実施の必要性があると判断したものである。

六について

本件運搬は、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事に反対する人々によつて、国の所有地である進入路等における車両の駐車、テント等の設置等の妨害行為が行われ、当初予定していた陸路による資機材の運搬が困難になっていたことから実施されたものであり、受注者において経費を負担するものではない。また、同工事に係る工事価格の積算においては、公共工事の一般的な例を参考に、工事の資機材の運搬費について、具体的な運搬距離に基づくのではなく、直接工事費等に所定の率を乗じて算出しており、本件運搬を理由とした御指摘のような減額変更契約を行う必要はないものと考えている。なお、同工事の受注者は、本件運搬に係る

機材を、当初予定していた場所とは異なるが、ヘリコプターによる運搬を行うための所要の場所まで運搬し、これに係る経費を負担している。

八について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十八年十月四日内閣衆質一九二第一号)一から五までについてお答えしたとおりである。

九について

御指摘の「ヘリパッド建設工事の工程表」については、平成二十八年十月十三日に防衛省に対して資料提出の要求がなされたものであると承知している。また、御指摘の「九月十四日に沖縄防衛局が沖縄県に対して行った回答の内容」については、これまで同省から累次にわたり御説明しているところ、同日に改めて同省に対して資料提出の要求がなされたものであると承知している。

いずれにしても、御指摘の二件の資料については、同省から既に提出しており、「隠ぺい工作」及び「議員の質問権を侵害する行為」との御指摘は当たらないと考えている。

平成二十八年十月十九日提出
質 問 第 七 三 号

国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問主意書

提出者 升田世喜男

国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問主意書
当ガイドラインには、作業員名簿を利用した確

認・指導を行い「遅くとも平成二十九年年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めない」との取扱いとすべきである」と記載されている。

法人に所属する作業員や個人事業所で五人以上の作業員の中にも健康保険の適用除外承認手続きにより健康保険欄に「国民健康保険」、年金保険欄に「厚生年金保険」と記載された作業員が建設現場において現場入場を拒否されるケースが発生している。建設現場にて一部の担当者の認識不足によるものと考えられる。

従って、次の事項について質問する。

一 建設国保(国民健康保険組合が運営する国民健康保険)に加入しており協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受け厚生年金保険に加入している作業員(雇用保険は加入している)は現場入場制限を受けない対象者であるか。

二 個人事業所五人未満の作業員(雇用保険は加入している)は現場入場制限を受けない対象者か。

右質問する。

内閣衆質一九二第七三三号

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員升田世喜男君提出国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員升田世喜男君提出国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を示したものであり、お尋ねの作業員については、ガイドラインにおいて、現場入場を認めないとの取扱いとすべきとはされていない。

平成二十八年十月十九日提出
質 問 第 七 四 号

東京オリンピックの観戦チケットに関する質問主意書

提出者 大西 健介

東京オリンピックの観戦チケットに関する質問主意書

二〇二〇年に開催が決定している東京オリンピックについて

一 右大会の立候補ファイルによると、チケットは「誰が見ることのできる手頃な価格」に設定されることになっているが、価格についての基本的な考え方、および、価格の決定時期と決定の場所について明らかにされたい。

二 一九九八年に開催された長野オリンピックでは、チケットを単体で購入できるのは「チケットぴあ」のみだったが、
1 東京オリンピックのチケットを取り扱うこ

とができる販売業者はどのように決められるのか。その決定過程について明らかにされたい。

2 報道では、東京オリンピックのチケットは全国のコンビニエンスストアやインターネットを通じて販売されることだが、観戦チケットの販売方法および販売開始時期について明らかにされたい。

三 東京オリンピックでは「アスリート・ファミリー」の考え方に立つて競技団体や応援する家族に十分な配慮を行うとともに、広く国民が観戦チケットを入手できるように分配とすべきと考えるが、観戦チケット分配についての基本的な考え方について明らかにされたい。

四 二〇〇〇年開催のシドニーオリンピックでは、オーストラリア国内販売分が七十五%、海外一般販売分が八%、IOCや国際競技連盟選手等が五%、スポンサー向けが十五%、メディアが十二%という分配となっている。東京オリンピックでの国内・海外の配分および分配の方法について明らかにされたい。とりわけ、スポンサーとメディア向けの配分の割合について、どのような対応をするのか、基本的な考え方を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第七四号

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出東京オリンピックの観戦チケットに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出東京オリンピックの観戦チケットに関する質問に対する答

弁書

一から四までについて

お尋ねの平成三十二年東京オリンピック競技大会の観戦チケットについては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)において検討されるものであり、政府としてお答えする立場にない。

なお、平成二十七年二月に組織委員会から公表された「東京二〇二〇大会開催基本計画」においては、「一人でも多くの人に、東京二〇二〇大会を直接体験できる機会を公平に提供」とともに、「チケット販売収益を通じて、健全な東京二〇二〇大会の運営を支える」とされており、また、平成二十八年七月二十五日に開催された組織委員会の理事会に提出された資料「チケットینگ関連事業について」(以下「理事会提出資料」という。)においては、「チケットを、世界中の様々な公式流通経路で取扱うことが求められ」とあることから、観戦チケットの価格や販売、分配等については、今後、これらの考え方に基いて、具体的に検討されるものと認識している。

また、観戦チケットの販売開始時期は、理事会提出資料において、「二〇一八年夏〜二〇一九年初旬」とされていると承知している。

平成二十八年十月二十日提出
質 問 第 七 五 号

年金積立金の運用に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

年金積立金の運用に関する質問主意書

年金積立金の運用については、「被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこと」、「年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず」に行うことが法律に定められている。

また、年金積立金は、国が年金保険料の拠出者から預かっている資産を原資としており、その運用に当たり安全を旨とし、拠出者である国民の理解を得ながら行うべきことは言うまでもない。平成二十六年十月、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という。)は中期計画を変更し、基本ポートフォリオにおける株式の運用比率を高めたが、その後の平成二十七年において五兆円を超える損失が発生するなど、年金積立金の運用に対する不安が高まっており、信頼できる年金制度に向けて一層の説明責任を果たすことが求められている。

右を踏まえ、以下質問する。

一 安倍総理は、平成二十六年一月のダボス会議において、GPIFを改革し、成長への投資に貢献する旨発言している。成長への投資に貢献すると表明することは、「安全かつ効率的」、「安全かつ確実」な運用という法律の規定に反するものではないのか。また、本来であれば、被保険者など拠出者の同意の上で基本ポートフォリオを変更すべきであったと考えるが、政府の見解を伺いたい。

二 基本ポートフォリオについて

1 平成二十六年十月の基本ポートフォリオ変更は、平成二十六年財政検証を踏まえて行われたものであるが、平成二十六年財政検証は、同年一月の内閣府「中長期の経済財政に関する試算」に準拠している。同試算の「経済再生ケース」は、「三本の矢」の効果が着実に発現した場合としているが、アベノミクスとは異なる成長戦略を採用していれば、その後の財政検証や基本ポートフォリオの見直しについても異なる結論となつていたということではないか。

2 平成二十六年十月三日のGPIFの第八十五回運用委員会の議事要旨によれば、ある委員の発言として、単年度で発生する可能性のある損失額を三十兆円である旨を掲載している。この損失額は、平成二十六年十月時点での試算額であるということではないか。

3 2のとおり平成二十六年十月時点で三十兆円という損失額の試算が行われていたにもかかわらず、同年十一月十九日に開催された厚生労働省社会保障審議会年金部会においては、単年度の損失が最大でいくらになるかとの出席委員からの質問に対し、厚生労働省は明言を避けている。試算があつたのであれば、答えることは可能だったと考えられるところ、回答がなされなかったのはなぜか。

4 GPIFの運用委員会の議事要旨は、現在、概ね開催から一か月ないし一か月半程度で公開されている。これに対し、第八十五回運用委員会の議事要旨は、開催から二か月半を超える平成二十六年十二月二十二日に公開された。過去三年間において、議事要旨の公開までこれ以上の期間を要した例があるのか

伺いたい。また、公開まで時間を要したのは、同年十二月十四日に実施された衆議院議員総選挙への影響を避けることを意図したものであったのではないのか伺いたい。

三 平成二十六年十月三十一日、GPIFの中期計画変更の先立ち、日本銀行は追加緩和策を公表した。GPIFの中期計画の変更が同日に公表されたことも一因として、同日及び翌営業日の日経平均株価は大きく上昇した。GPIFと日銀との間の事前調整が困難であつたとしても、結果として発表が同日に行われたことによる市場への影響は明らかであり、年金積立金管理運用独立行政法人法に定めるとおり、「市場その他の民間活動に与える影響に留意する必要がある」のではないのか。この点、厚生労働省及びGPIFは、日本銀行の発表を受けて、中期計画の変更を延期する等の対応を行わなかったのはなぜか。

四 平成二十七年十月に被用者年金の一元化が行われ、現在は旧共済年金制度の積立金の運用についてもGPIFと共に定めたモデルポートフォリオに従って基本ポートフォリオを定めている。しかし、平成二十七年年度の三共済の業務概況書によれば、厚生年金保険給付積立金の収益率は、いずれもGPIFよりも高い状況にある。この要因について何うとともに、今後はGPIFと同様の収益率となるということではないか伺う。

五 年金財政は百年後も積立金が枯渇することはないということか。政府はそれを約束できるのか。

右質問する。

平成二十八年十一月一日 衆議院会議録第八号 議長の報告

内閣衆質一九二第七五号

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員奥野総一郎君提出年金積立金の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員奥野総一郎君提出年金積立金の運用に関する質問に対する答弁書

一について

年金積立金の運用は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の二及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七十五条の規定において、専ら被保険者の利益のために行うこととされており、御指摘の発言は、専ら被保険者のために行う年金積立金の運用が、結果的に成長への投資、ひいては日本経済に貢献し、経済の好循環実現にもつながる旨を述べたものであり、御指摘は当たらない。また、平成二十六年十月三十一日の年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）の基本ポートフォリオを含めた中期計画の変更は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号。以下「管理運用法人法」という。）第十五条第二項の規定に基づくGPIFに設置されている運用委員会（以下「運用委員会」という。）の議を経た上で厚生労働大臣に提出され、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十条第三項の規定に基づく厚生労働省独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上

で、同条第一項の規定による厚生労働大臣の認可を受けたものである。したがって、当該変更は適正な手続を経て変更されたものと承知している。

二の1について

お尋ねの「アベノミクスとは異なる成長戦略を採用していれば、その後の財政検証や基本ポートフォリオの見直しについても異なる結論となっていたということではないか」の意味するところが必ずしも明らかではないことから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。なお、平成二十六年六月三日に公表した「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見直し」においては、内閣府が同年一月二十日に公表した「中長期の経済財政に関する試算」（以下「中長期試算」という。）の「経済再生ケース」を基にしたものではなく、中長期試算の「参考ケース」を基にしたものも含めて、複数のケースを設定している。また、GPIFの現行の基本ポートフォリオも、経済状況について、経済が再生する経済中位ケース及び足下の市場状況から想定される市場基準ケースを設定し、検討されていると承知している。

二の2及び3について

御指摘の「三十兆円という損失額の試算は、GPIFの現行の基本ポートフォリオの検討過程において検討対象とされた複数の基本ポートフォリオ案について、基本ポートフォリオ案を構成する各資産の昭和四十九年から平成二十五年までの過去四十年間の市場平均収益率に基づく収益率等を用いてGPIFが算定した平成二十年の年間損失額であり、平成二十六年十月三

日開催の第八十五回運用委員会に提出されたものと承知している。一方、御指摘の同年十一月十九日に開催された第二十八回社会保障審議会年金部会での「出席委員からの質問」は、同年十月三十一日に変更された基本ポートフォリオにおいて想定される単年度の最大の損失額の見込みを問うものであるため、御指摘の三十兆円という損失額の試算は当該質問に対する回答となるものではないものと承知しており、「答えることは可能だった」との御指摘は当たらない。

二の4について

御指摘の第八十五回運用委員会の議事要旨は、当該運用委員会の開催からGPIFのホームページにおいて公表されるまで八十日間を要しており、平成二十五年十月二十八日から平成二十八年十月二十八日までGPIFのホームページにおいて公表された運用委員会の議事要旨の中で八十日間を超えるものは、五例あると承知している。また、運用委員会の議事要旨については、各委員に確認を取った上で公表する手続となつておりと承知している。御指摘の第八十五回運用委員会の議事要旨についても、同様の手続を経た上で公表しているものと承知しており、「衆議院議員総選挙への影響を避けることを意図したものだった」との御指摘は当たらないと考えている。

三について

年金積立金の管理及び運用を行うに当たっては、管理運用法人法第二十条第二項の規定により、市場その他の民間活動に与える影響に留意することとなっており、平成二十六年十月三十

一日の中期計画の変更についても、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、適切に行われたものと考えている。

四について

平成二十七年度の国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「三共済」という。）の業務概況書によれば、三共済の厚生年金保険給付積立金の運用による収益率（国家公務員共済組合連合会の平成二十七年業務概況書八ページ、地方公務員共済組合連合会の平成二十七年業務概況書三十七ページ及び日本私立学校振興・共済事業団の平成二十七年業務概況書五ページに記載されている名目運用利回りをいう。以下同じ。）は、それぞれ、〇・三七パーセント、〇・六〇パーセント及びマイナス〇・七九パーセントとなつている。同年度のGPIFの業務概況書によれば、GPIFの年金積立金の運用による収益率（GPIFの平成二十七年業務概況書十三ページに記載されている名目運用利回りをいう。以下同じ。）はマイナス三・八四パーセントとなつている。同年度の三共済の厚生年金保険給付積立金の運用による収益率は被用者年金の一元化以降である平成二十七年十月から平成二十八年三月までの期間に係る率である一方、同年度のGPIFの年金積立金の運用による収益率は平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間に係る率であり、これらの収益率は算定すべき期間が異なることなどから、年金積立金の運用による収益率を比較することは困難であり、お尋ねの要因についてお答えすることは困難である。

また、三共済及びGPIF(以下「管理運用主体」という。)は、厚生年金保険法第七十九条の六第一項の規定により、管理運用主体が共同で定めるモデルポートフォリオ(同法第七十九条の五第一項に規定する参酌すべき積立金の資産の構成の目標をいう。)に即して基本ポートフォリオを含む管理運用の方針をそれぞれ個別に定めているところであり、将来の管理運用主体の個別の投資行動等を予見することは困難であることから、今後、三共済の厚生年金保険給付積立金の運用による収益率がGPIFの年金積立金の運用による収益率と同様の収益率となるかどうかについては、お答えすることは困難である。

五について

年金積立金の額は、将来の人口及び経済の動向等の影響を受けるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。なお、国民年金及び厚生年金保険については、国民年金法第十六条の二第二項及び厚生年金保険法第三十四条第一項の規定により、おおむね百年間の財政均衡期間の終了時に国民年金法による給付及び厚生年金保険法による保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を政府等が保有しつつ、当該財政均衡期間にわたって国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の均衡が保たれるよう、国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)の額及び厚生年金保険法による保険給付の額を調整しているところである。

平成二十八年十月二十日提出
質 問 第 七 六 号

政府が日銀の金融政策の有効性を疑っている事に関する質問主意書

提出者 福田 昭夫

政府が日銀の金融政策の有効性を疑っている事に関する質問主意書

日銀は、長期金利を〇%程度とする金利目標を公表したのだから、もはや国債暴落は起こり得ないのではないかという質問主意書(質問第一八号)に対する答弁書(答弁第一八号、以下答弁書という)の答弁は、長期金利は日銀ではなく市場が決めるということであった。

これに関連して質問する。

一 答弁書の一及び十については、国債の価格は、金融政策のみならず、経済・財政の状況等の様々な要因を背景に市場において決まるものと述べている。これは日銀の政策は無効であり、日銀の目標にも拘らず、金利が暴騰し国債が暴落する可能性を述べたものか。

二 例えば外資が長期国債の売り仕掛けをしたとすれば、日銀は対抗して買う事ができず、金利は三十%とか五十%とかに跳ね上がるということか。日銀が買う事が出来る限界は何兆円までと考えているのか。

三 答弁書の二について、我が国の財政については、極めて厳しいとある。これは政府が国債を売っても、誰も買い手がつかず、財政が破たんするという意味か。しかし、財務省のホームページには「日・米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない。」との記載が

ある。実際には長期国債までも〇%以下の金利となっており、事実上タダでいくらでも資金が調達できる状態である。それでも財政が厳しいとは、何を意味するのか。

四 答弁書の三について、かつて構造改革と称して様々な改革を行ってきたが、潜在成長率は上がってきていないのはなぜか。今後同じ失敗を繰り返すつもりか。

五 答弁書の四、八及び九について、「経済財政モデル(二〇一〇年度版)」(平成二十二年八月内閣府公表)において公表している乗数表では、御指摘の「国債の発行を増やせば増やすほど、国の借金対GDP比は減って行く」とのケースは示していない。となつてゐる。しかし、この六頁の②には公共投資を五兆円継続的に削減した場合の乗数があり、増やす場合は符号を変えればよい。この場合、公債残高の対GDP比は一・六五%PTだけ減少するとなつてゐる。金利固定ならもっと減る。更にこの当時より債務残高は更に増加していることから、現在よりもっと減少幅は大きくなる。「長期金利は、経済・財政の状況等の様々な要因を背景に市場において決まるものである」と答弁しているが、日銀が、長期金利を〇%程度とする金利目標を発表したが、それは全く金利に影響を与えない、つまり日銀の金融政策は無効だという主張か。それでは二〇一四年に始まった大規模金融緩和で長期金利さえもマイナスになったのはどう説明するのか。

六 答弁書の七について、無利子・無期限の国債は価値がないと述べている。政府発行の国債の価値がないと発言してもよいのか。政府発行の貨幣も日銀発行の紙幣も無利子・無期限だから価値がないと言えは価値がないし、誰もが価値があると思えば価値がある。国債も同様である。無利子・無期限の国債も政府が価値を認め、必要ならいつでも額面で買い戻すと宣言すれば価値がある。日銀が市場に売る場合でも、何年後に一定の利子をつけて買い戻すと言って入札を行えば買い手は出るのだから通常の国債と、価値の面では何ら変わらないのではないか。

七 答弁書の十一について、日銀の財務の健全性に関しては日銀に丸投げをし、また日銀のイールドカーブコントロールや十年物国債の利回り〇%維持方針を否定しており、日銀は無能であると宣言しているが、日銀総裁・副総裁は、日銀法第二十三条に基づき、国会の同意を得て内閣が任命しているわけで、内閣が全く責任を負わないというのはおかしくないか。

八 本主意書冒頭で、「日銀は、長期金利を〇%程度とする金利目標を発表したのだから、もはや国債暴落は起こり得ないのではないか」という質問主意書(質問第一八号)に対する答弁書(答弁第一八号、以下答弁書という)の答弁は、長期金利は日銀ではなく市場が決めるということであった。」と述べた。これに関して、答弁書の答弁は内閣の日銀に対する不信の表れであり、すなわち、黒田日銀総裁の任期が満了する平成三十年四月以降、内閣には黒田総裁を再任する意思がない事の表れであると受け止めて良いか。

九 答弁書の十三について行われた答弁は問題のすり替えである。アベノミクスで名目GDP

が二十七兆円増加したという主張は国民を欺くものである。例えば平成二十八年五月十八日に内閣府から発表された平成二十八年一〜三ヶ月期四半期別GDP速報を見ると、平成二十七年年度の名目GDP成長率は二・二％だが、そのうち外需が一・七％、内需が〇・五％となつていて、外需の大部分は原油価格の値下がりからくる。よつてこの年の名目成長率の多くは原油価格の値下がりから来るのであり、アベノミクスの成果ではない。また平成二十七年十二月二十二日に内閣府から発表された「平成二十八年年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」の八頁には「物価関係指数の変化率」が示されており、消費税率引上げの影響を機械的に除いたものも示してある。消費税率引上げにより税率分だけ物価が上がり、その分だけGDPが膨らむ。これは国民にとつては、迷惑な膨らみであり、アベノミクスの成果として自慢すべきものではないと考えるが同意するか。アベノミクスで名目GDPが増えたとは自慢したいのなら、消費増税による迷惑なGDP増加分と原油価格の下落によつて生じたGDPの増加分を除いた数字を示さなければ国民を騙したことになると思ふが同意するか。当然のことながら、将来消費税率の引下げがあったり、原油価格の上昇があったりすれば、見かけ上増えているように見える部分は消えるのである。

十 答弁書の十五について、「我が国の財政状況については、国・地方の債務残高がGDPの二倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれる」という表現は適切でないとして以前の質問主意書で指摘した。二倍が三倍、四倍に増

えていく事を意味しているように思えるからである。それに対して答弁書の五について、「先の答弁書（平成二十八年五月十三日内閣衆質一九〇第二五五号）八については、累増が見込まれるのは国・地方の債務残高であることを述べたものである。」と答弁している。そうであれば、誤解が生じないような表現になぜ変えないのか。全く異なる質問に全く同じ文で答えるのは不誠実と思わないか。しかも表現が適切でない」と指摘を受けた文を再度使うべきではないと考えるが同意するか。

十一 日銀は「量」で失敗し「金利」に金融政策の目標を転換したが、その長期金利の制御は不可能だと政府は主張し、また政府の経済財政諮問会議では歳出削減を検討しデフレを加速しようとしている。このことで、第一の矢も第二の矢も失敗に終わり、アベノミクスは失敗を宣言したかどうか。

十二 石原伸晃経済財政・再生相は十月五日「消費税は十％では賄いきれない。次は十二％、十四％、十五％という形で上げる事を国民に問ひかけていかなければならない」と発言したが、この考えに同意するか。

十三 外国人投資家による株の売越額は六兆円を超え、一〜九月としてはこれまでの最高だった。これはアベノミクスに失望したからだと言われているが、このことをどのように考えるか。

十四 日銀は十月三十一日〜十一月一日に開く金融政策決定会合で物価見通しを下方修正しようとしている。これにより黒田日銀総裁の任期中

に物価上昇率二％の目標は難しくなった。これもアベノミクスの失敗を意味しているのではないか。

十五 九月の総括的な検証の直後、日銀内から黒田日銀は「レームダック（死に体）」だという声も聞かれたが、これに同意するか。

十六 FRBのフィッシャー副議長は十月十七日のニューヨークでの講演で、先進国が低金利・低成長から脱するには「政府支出の拡大と減税による財政政策が重要だ」と指摘したが、これに同意するか。右質問する。

内閣衆質一九二第七六号
平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員福田昭夫君提出政府が日銀の金融政策の有効性を疑っている事に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員福田昭夫君提出政府が日銀の金融政策の有効性を疑っている事に関する質問に對する答弁書

一、五及び八について

先の答弁書（平成二十八年十月七日内閣衆質一九二第一八号。以下「前回答弁書」という。）一及び十について及び四、八及び九については、国債の価格や長期金利は、金融政策のみならず、経済・財政の状況等の様々な要因を背景に市場において決まるものであるとした上で、

日本銀行は、二パーセントの「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、長短金利の操作を内容とする「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」（平成二十八年九月二十一日日本銀行政策委員会・金融政策決定会合決定）を継続するとしている旨を述べたものである。したがつて、お尋ねのような「日銀の政策は無効であり、日銀の目標にも拘らず、金利が暴騰し国債が暴落する可能性」や「日銀の金融政策は無効だ」という主張を述べたものではなく、また、内閣の「日銀に対する不信の表れ」や「黒田総裁を再任する意思がない事の表れ」とは認識していない。

二について

「外資が長期国債の売りを仕掛けたとしたら」とのお尋ねについては、仮定の御質問であることからお答えすることは差し控えたい。「日銀が買う事が出来る限界は何兆円までと考えているのか」とのお尋ねについては、日本銀行による金融政策の具体的な手法については、同行の金融政策運営に関するものであり、同行の自主性を尊重する観点から、お答えすることは差し控えるが、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」に沿つて、同行が適切に対応されるものと認識している。

三について

前回答弁書二についてにおいて「我が国の財政については、極めて厳しい」とお答えした趣旨は、国・地方の債務残高がGDPの二倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれるなどの状況にある旨を述べたものである。

四について

お尋ねの「様々な改革」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これまで成長戦略において、様々な分野で改革を断行してきた。

例えば、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）により、農業協同組合制度を抜本的に改革し、企業が農業に参入しやすくした。環太平洋パートナーシップ協定では、原署名国になった。観光では、査証緩和措置に加え、継続的な訪日プロモーション、免税店や免税対象品目の拡大等観光客誘致のための取組等を実施しており、昨年、訪日外国人観光客は、過去最高となった。加えて、電力の小売市場を全面自由化した。さらに、法人実効税率を二十パーセント台に引き下げた。

今後の潜在成長率を向上させるための焦点は、働き方改革と第四次産業革命を通じた「Soft-power」の実現である。国民生活を豊かにしながら、企業の生産性を向上させるため、必要な改革をちゅうちよく断行してまいりたい。

六について
前回答弁書七については、一般に、利子が付されておらず、かつ、元本の償還が約束されていない債券には経済的価値が認められないことを踏まえ、先の質問主意書（平成二十八年九月二十七日提出質問第一八号）七において御指摘の「コンバート」を行えば、財政運営及び通貨に対する信頼を著しく損なうおそれがある旨を述べたものであるが、御指摘の国債の価値については、仮定の御質問であることから、お答えすることは差し控えたい。

七について

前回答弁書十一については、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第五条第一項において、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない」としており、同条第二項において、「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」とされていること等について述べたものである。

また、金融政策については、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」は、平成二十五年一月二十二日に政府及び日本銀行が共同で公表した「内閣府、財務省、日本銀行「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」（以下「共同声明」という。）を踏まえて、二パーセントの「物価安定の目標」をできるだけ早期に実現するために必要な施策として決定されたものと認識している。

デフレ脱却と持続的な経済成長の実現は、政府及び同行共通の重要な政策課題であり、引き続き、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向けて、同行とも緊密に連携しつつ、金融政策、財政政策及び構造改革を総動員し、一体となつて取り組んでいく。

九について

消費税率引上げや原油価格の変動が名目GDPに与える影響については、消費税率引上げや原油価格下落等による物価変動だけではなく、それらに伴う需要の変化や政策対応による変化

等が複合的に影響し合つて発生すると考えられることから、一概にお答えすることは困難である。

十について

先の答弁書（平成二十八年五月十三日内閣衆質一九〇第二五五号）八については、国・地方の債務残高がGDPの二倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれることを述べたものであり、「表現が適切でない」とは考えていない。

十一及び十三について

政府としては、共同声明にもあるように、デフレからの早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、政府及び日本銀行の政策連携を強化し、一体となつて取り組んできたところであり、こうした安倍内閣の経済財政政策により、デフレではないという状況となり、雇用・所得環境も確実に改善していると考えている。

また、御指摘の外国人投資家の認識については、政府としてお答えすることは差し控えたい。

十二について

お尋ねの発言については、石原国務大臣が政治家としての見解を述べたものであると承知しており、政府としてお答えする立場にない。

十四について

御指摘の「十月三十一日～十一月一日に開く金融政策決定会合」で議論される内容を前提としたお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」は、

総括的な検証を行った上で、金融緩和強化のための新しい枠組みとして導入されたものであり、二パーセントの「物価安定の目標」をできるだけ早期に実現するために必要な施策として決定されたものと認識している。

政府としては、共同声明にもあるように、デフレからの早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、政府及び日本銀行の政策連携を強化し、一体となつて取り組んでまいりたい。

十五について

御指摘の「日銀内から黒田日銀はレームダック（死に体）だという声もれた」との事実を承知していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。いずれにせよ、日本銀行は、二パーセントの「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、長短金利の操作を内容とする「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続するとしており、平成二十八年十月十二日の衆議院予算委員会において、黒田東彦日本銀行総裁は、経済、物価及び金融情勢を踏まえ、必要な場合には追加緩和を行う旨の答弁をしているものと承知している。

十六について

安倍内閣としては、経済再生と財政健全化の両立を目指しており、成長戦略の実行等を通じて、民需主導の持続的な経済成長を実現していくとともに、財政健全化の取組を進めることとしている。

平成二十八年十一月一日 衆議院会議録第八号

議長の報告

平成二十八年十月二十日提出
質 問 第 七 七 号

「漏れた年金」についての安倍総理の国会答弁
に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

「漏れた年金」についての安倍総理の国会答
弁に関する質問主意書

本来、法的に厚生年金に加入していなければなら
ないにもかかわらず加入していない、いわゆる
「漏れた年金」の対象者は厚生労働省実施の国民年
金一号被保険者に対するサンプル調査で推計約二
百万人いることが判明している。この度、厚生労
働省の集計により、違法未加入年金の状態にある
方々が働いている業種のうち、上位三業種が明ら
かになった。

この上位三業種は、ワースト一位卸売・小売業
(コンビニ・ドラッグストア・スーパーなど)、
ワースト二位製造業、ワースト三位その他のサー
ビス業(労働者派遣業・ビルメンテナンス業・警
備業など)である。このワースト三の業種名につ
いて、平成二十八年十月三日開催の衆議院予算委
員会において、塩崎厚労大臣が答弁をしている
が、これで間違いはないか、お尋ねする。

安倍総理は同日の衆議院予算委員会で、この
ワースト三業種に対して違法状態の解消を要請す
べきとの長妻昭の質問に対し、「(前略)当然それ
はワーストスリーも含めて働きかけをしていきた
い(後略)」と述べている。「漏れた年金」が多い
ワースト三業種への働きかけについて、今後、具
体的にどのような要請をどのような手段でしてい
くのか、安倍内閣のお考えをお示し願いたい。

「漏れた年金」について、現在の取り組みのペー
スで推移すると、今後何年程度で解消するのか、
具体的な期間をお示し願いたい。

また、国税の情報との突合せによって調査対象
事業所が毎年数万件ずつ積みあがる見込みである
が、毎年何万件ずつ調査対象が積みあがるのか概
ねの件数をお示し願いたい。増える調査対象への
取り組みも含めて考えると、現在のヒト・モノ・
カネでは何十年かかっても「漏れた年金」は解消で
きないと考える。内閣の見解を問う。

「漏れた年金」対策にはヒト・モノ・カネの大幅
増強が必要であると考えるが、安倍内閣は同意す
るか。

右質問する。

内閣衆質一九二第七七号

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出「漏れた年金」について
の安倍総理の国会答弁に関する質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出「漏れた年金」につ
いての安倍総理の国会答弁に関する質問に
対する答弁書

御指摘の「ワースト三の業種名」とは、平成二十
八年十月三日の衆議院予算委員会(以下「委員会
という。))において塩崎国務大臣(以下「大臣とい
う。))が答弁した三つの業種を指すものと考えられ
るが、平成二十六年国民年金被保険者実態調査
(以下「平成二十六年調査」という。))の結果に基づ

き勤務先の事業所の業種別の厚生年金保険の適用
の可能性があるにもかかわらず、国民年金第一号
被保険者となっている者(以下「可能性のある者」
という。))の数を機械的に推計すると、その推計値
の多い業種は、委員会において大臣が答弁したと
おり、上位より順番に、「卸売・小売業」、「製造
業」、「その他のサービス業」(以下「三業種」とい
う。))となっている。

平成二十六年調査は、国民年金第一号被保険者
からおおむね無作為に抽出した者を対象に調査を
行っているが、その有効な回答の数は業種別の可
能性のある者を詳細に推計するには十分ではな
く、精度上の課題があると考えている。したがっ
て、委員会において大臣が答弁したとおり、平成
二十六年調査とは別に、日本年金機構(以下「機
構」という。))が厚生年金保険及び健康保険(以下
「厚生年金保険等」という。))の適用の可能性のある
事業所として調査対象と把握しているもの(以下
「調査対象事業所」という。))約六十二万か所に対す
る機構による実態調査(以下「実態調査」という。))
において、調査対象事業所の業種等の調査を行っ
ているところであり、今後、その結果の集計及び
分析を行うこととしている。お尋ねの「ワースト
三業種」への働きかけとは、委員会において安倍
内閣総理大臣が答弁した三業種も含めた働き掛け
を指すものと考えられるが、政府としては、実態
調査の結果を踏まえた上で、三業種も含めた関係
業界とも連携した対応について適切に検討してま
いりたい。

また、お尋ねの「漏れた年金」対策の意味する
ところが必ずしも明らかではないが、これまで、
厚生労働省及び機構において、厚生年金保険等の

未適用事業所に対する適用促進について、必要な
取組を進めてきている。平成二十七年からは、
機構において、国税庁から提供を受けた源泉徴収
義務者情報と、機構が保有する厚生年金保険等の
適用事業所の情報とを突き合わせた上で調査対象
事業所を特定し、事業主に対して加入指導を行っ
ている。その結果、同年度中に新たに九万二千五
百五十事業所を厚生年金保険等の適用事業所とし
たほか、こうした取組の中で厚生年金保険等の適
用対象外と判明したもの等もあり、調査対象事業
所の数は、平成二十七年九月末時点で約七十九万
か所であったが、これらのうち平成二十八年八月
末時点でなお調査対象事業所となっているものは
約四十九万か所と、大幅に減少している。

一方で、平成二十八年三月に国税庁から機構が
提供を受けた情報を用いた結果、新たに約七万事
業所が調査対象事業所として把握されたところ
である。調査対象事業所は、国税庁から機構に対す
る情報提供によりその都度判明するものであり、
この一時点での結果をもつて、お尋ねの「毎年何
万件ずつ調査対象が積みあがるのか」について、
お答えすることは困難である。

お尋ねの「漏れた年金」について、現在の取り
組みのペースで推移すると、今後何年程度で解消
するのか及び「漏れた年金」は解消できないと考
える」この御指摘の意味するところが必ずしも明
らかではないが、既に設立されている事業所のみ
ならず、今後設立される事業所も新たに調査対象
事業所となり得るため、厚生年金保険等の適用促
進の取組は、継続して行うべきものと考えてい
る。

いずれにせよ、政府としては、厚生年金保険等

の未適用事業所に対する適用が効果的かつ効率的に促進されるよう、実態調査の結果を踏まえて、平成二十八年度内に、業種別の対応も含め具体的な対策を取りまとめ、関係機関とも連携しつつ、適切に対応してまいりたい。

平成二十八年十月二十日提出
質 問 第 七 八 号

年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する質問主意書

安倍総理は平成二十八年十月十二日開催の衆議院予算委員会において、年金制度の抜本改革に関する長妻昭の質問に対し、「(前略)今、長妻さんがおっしゃっているように、抜本改革について議論するのは必要だと思います(後略)」私も、抜本改革はだめだとか、そんなことは当然考えていないということでは全くないわけであります(後略)」「この抜本改革の議論ということについては、私は議論をしないということは申し上げていないわけであります(後略)」と述べている。そこでお尋ねする。

年金制度の抜本改革について、今後、どのように議論していくのか、安倍内閣のお考えをお示し願いたい。首相官邸に年金制度の抜本改革を議論する会議体を設置すべきだと考えるが、お考えをお示し願いたい。

また、安倍総理が答弁している抜本改革とは何を指し、どのようなものか、現時点における見解をお示し願いたい。

安倍総理は、同日の衆議院予算委員会で、「年金の役割は老後の安心である」と述べている。政府は現在予定されている改革だけで、年金制度が老後の安心を確保できるとお考えか。わかりやすく答弁願いたい。また、現在の受給額は概ね老後の安心を確保できる水準であると認識しているか。お尋ねする。

今年三月、生活保護受給世帯に占める高齢世帯がはじめて半数を超えた。生活保護が年金の代わりになりつつあるとの懸念を安倍内閣も共有しているか。それに歯止めをかけるためにどのような対応を考えているのか。

現在、年金受給者の半数近くが、一人当たり月十万円以下の年金を受給している、という現状となっているか。六十五歳以上が世帯主の二人以上の高齢無職世帯では、総務省の家計調査では、毎月のお赤字額はいくらとなっているか。安倍内閣になつてから、月の赤字がはじめて六万円を超えたのは事実か。また、その理由を問う。

また、この平均のケースでは貯金が一千万円あつても十四年で貯金が底をつくという計算になるが、そのような高齢世帯の実態を安倍内閣は問題として捉えているのか。

年金制度の下支え機能、最低保障機能が弱くなつており、老後の安心を確保できる年金ではなくなっている。最低保障機能を強化することの重要性は安倍内閣としても認めるか。お尋ねする。

基礎年金にもマクロ経済スライドがかり、約三十年間でモデル世帯で所得代替率が約三割も低下する見込みである。これは事実か。また、基礎年金はどのような役割を果たすものと認識しているか。お尋ねする。

基礎年金は年金受給者全体に対する下支え機能を果たすべきものと考えており、基礎年金にもマクロ経済スライドをかける是非について安倍内閣の見解をお示しいただきたい。

先進諸国をみると、多くの国では福祉として、高齢者用の生活扶助制度(高齢者用の審査が簡易な生活保護)があり、それが年金の少ない高齢者の生活の下支えをしている。安倍内閣としてはそのような事実を把握しているか。お尋ねする。このような高齢者用の生活を下支える制度の創設を検討するおつもりはあるか。お尋ねする。

日本は年金とフルセツトの生活保護の間に防貧機能を備えた仕組みがない。これら福祉の中で高齢者の生活を下支える新たな制度を検討するおつもりはあるか。お尋ねする。

内閣衆質一九二第七八号

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する質問に対する答弁書

御指摘の「年金制度の抜本改革」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年十月十二日衆議院予算委員会における御指摘の安倍内閣総理大臣の答弁は、社会保障制度改革国民会

議の報告書における「年金制度については、どのような制度体系を目指すとも必要となる課題の解決を進め、将来の制度体系については引き続き議論するという二段階のアプローチを採ることが必要である」との趣旨を述べたものである。年金制度については、まずは、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号)第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項について取り組むこととしており、その上で、社会保障と税の一体改革以降の将来の年金制度体系の在り方については、国会において議論されるべきものと考えている。

御指摘の「現在予定されている改革」及び御指摘の「老後の安心」の意味するところが必ずしも明らかではないが、満額の老齢基礎年金の額と家計調査における高齢無職世帯の支出を見ると、夫婦世帯では、当該額が基礎的消費支出(当該調査における消費支出のうち、食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物に係るものの合計をいう。)を賄っており、单身世帯では、当該額が当該基礎的消費支出をおおむね賄っている。その上で、低所得や低年金の高齢者への対策としては、年金の受給資格期間の短縮、年金生活者支援給付金の創設、医療や介護の保険料負担の軽減等社会保障制度全体で総合的に講ずることとしている。

公的年金制度は、世代間で支え合うことによつて、高齢期等における稼働能力の喪失・減退を補填するものであり、現役時代における保険料の納付実績に応じた年金額を、原則として、個人の所得や資産の状況にかかわらず高齢期に給付する社会保障方式を採用している。一方で、我が国の生

活保護制度は、年金を含め利用し得る収入、資産等を活用してもなお最低限度の生活を維持することができない者に対して、当該者の状況に応じた最低生活費を保障するものである。御指摘の「生活保護が年金の代わりになりつつある」の意味するところが必ずしも明らかでないが、このように公的年金制度と生活保護制度とはそれらの趣旨や給付の内容などが異なるものであるため両制度は単純に代替し合うものではなく、お尋ねの「それに歯止めをかけるためにどのような対応を考えているのか」についてお答えすることは困難である。

御指摘の「年金受給者」の意味するところが必ずしも明らかでないが、平成二十四年の老齢年金受給者実態調査によると、国民年金又は厚生年金保険の老齢年金(以下「老齢年金」という。)を受給する夫婦世帯に占める公的年金の年金額が百万円未満の世帯の割合は十・六パーセント、老齢年金を受給する男性の単身世帯に占める当該割合は三・四パーセント、老齢年金を受給する女性の単身世帯に占める当該割合は四十二・八パーセントとなっている。

お尋ねの家計調査における「毎月の赤字額」については、二人以上の世帯のうち世帯主が六十五歳以上の無職世帯の平成二十七年の赤字額は、一か月当たり六万二千二百六円である。また、「毎月の赤字額」の推移を見ると、平成二十六年に六万三千四百八十八円となり、比較可能な平成元年以降初めて六万円を超えたところであるが、民主党政権時に成立した国民年金法等の一部を改正する法律等(平成二十五年法律第九十九号)により、平成二十五年から平成二十七年にかけて年金の特例水準(国民年金法等の一部

部を改正する法律(平成十六年法律第四号)附則第七條等の規定により読み替えて適用することとされた同法による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)等の規定により計算した額をいう。)が解消されたこと等により社会保障給付が減少したことや、平成二十六年四月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要などの影響により、平成二十五年の消費支出が増加したこと等がお尋ねの「その理由」と考えられる。

また、お尋ねの「そのような高齢世帯の実態を安倍内閣は問題として捉えているのか」については、「毎月の赤字額」等への対応はそれぞれの世帯ごとに様々であることから、一概にはお答えできない。

御指摘の「最低保障機能」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府としても、低所得や低年金の高齢者への対策として、年金の受給資格期間の短縮、年金生活者支援給付金の創設等に取り組んでいるところである。

お尋ねの「約三十年間でモデル世帯で所得代替率が約三割も低下する見込み」の意味するところが必ずしも明らかでないが、平成二十六年六月三日に公表した国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(以下「財政検証」という。)では、平成二十六年度における基礎年金部分の所得代替率(国民年金法等の一部を改正する法律附則第二条第一項第一号に掲げる額の同項第三号に掲げる額に対する比率をいう。以下同じ。)と、マクロ経済スライドの調整期間(国民年金法第十六條の二第一項に規定する調整期間をいう。)の終了時の基礎年金部分の所得代替率を比較すると、三十三・八パーセントから、経済前提によつて異なるものの、財政検証における経済前提のケースE及

び国立社会保障・人口問題研究所が平成二十四年一月に公表した「日本の将来推計人口」において仮定している合計特殊出生率等の中位推計に基づく、平成五十五年年度には二十六・〇パーセントとなる。

お尋ねの基礎年金制度の役割については、国民年金法第一条において、「国民年金制度は、日本国憲法第二十五條第二項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与する」と規定されている。

お尋ねの「基礎年金にもマクロ経済スライドをかける」とについては、マクロ経済スライドは、将来世代の負担を過重にしないため、将来の保険料水準を固定し、その範囲内で給付水準を調整する仕組みとして導入されたものであり、このような仕組みは、基礎年金を含めた公的年金制度全体に共通する考え方であるため、適切なものと考えている。

御指摘の「高齢者用の生活扶助制度(高齢者用の審査が簡易な生活保護)」の意味するところが必ずしも明らかでないが、厚生労働省の「二〇一五年海外情勢報告」によれば、保険料の拠出を支給要件としなくてもあつて主に高齢者を対象とする現金給付として、米国の「補足的所得保障」、フランスの「高齢者連帯手当」、ドイツの「高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障」等がある。また、御指摘の「高齢者の生活を支える新たな制度」については、その必要性も含め、諸外国の例も参考にしながら研究してまいりたい。

平成二十八年十月二十日提出
質 問 第七九号

機動隊員の沖繩における暴言に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

機動隊員の沖繩における暴言に関する質問
主意書

平成二十八年十月十八日に、機動隊員が、沖縄県の米軍北部訓練場の一部返還に関して周辺で抗議をしていた人に対して、暴言を吐いたとの報道がある。菅官房長官も同十九日の記者会見で「今後はこのようなことがないよう適切に対応する」との趣旨の発言をした。

政府が問題としている暴言とは、具体的にどのような内容なのか。また、何人の機動隊員が暴言を吐いたのか。またその隊員はどの機動隊に所属し、階級は何か。

また、報道によると複数の機動隊員が「ばけ、土人」こら、シナ人との発言をしたとされているが、それは真実か。どのような理由で、これらの発言をしたのか。

戦前、沖繩の人を見下していた歴史があつた。この機動隊員は未だにそのような意識を持つているのか、お尋ねする。

また、この発言は、法令違反の疑いがあると考えられるが、いかがか。再発防止のために、正しい言葉遣いや沖繩の歴史を学ぶ等の研修を実施する必要があると考えるが、内閣の見解を問う。

これまで沖繩における警察の警備において、警察官が暴言を吐いたり、暴力をふるつたりした事例があれば、過去にさかのぼつて、すべてお示し願いたい。また、それぞれ、どのような処分がな

され、どのような再発防止策がとられたのか、お尋ねする。

安倍内閣としての、今回の暴言に対する姿勢と、今後の再発防止策について見解をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第七号

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出機動隊員の沖縄における暴言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出機動隊員の沖縄における暴言に関する質問に対する答弁書

沖縄県警察によると、平成二十八年十月十八日、大阪府警察の管区機動隊員として同県警察に派遣された巡查及び巡查部長それぞれ一名が、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事に反対する個人に対し、それぞれ「シナ人」又は「土人」と発言したとされており、同府警察によると、同月二十一日、同府警察において、当該発言が、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十二条等の規定に違反することから、これらの警察官に対し、同法第二十九条第一項第一号、第二号及び第三号の規定に該当するとして戒告の処分(以下「本件処分」という。)を行ったとのことである。また、同府警察によると、これらの警察官については、いずれも「感情が高ぶる」などとした結果当該発言をしたとされているが、お尋ねの

「沖縄の人を見下していた」との認識はなかったとのことである。内閣としては、本件事案は極めて遺憾であると考えており、警察庁において、全国の警察に対し、適切な警備実施を確保するための指導教養の確実な実施等を指示したところである。なお、お尋ねの「沖縄における警察の警備において、警察官が暴言を吐いたり、暴力をふるった」という事例の意味するところが必ずしも明らかではないが、同庁として把握している限りでは、本件処分を除き、沖縄県内における警備活動を実施中の警察官の行為について懲戒処分が行われた事例はない。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十八年九月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の

日」を「平成二十九年八月一日」に改め、同条第三号中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の下に「(平成二十四年法律第六十八号)を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年八月一日から施行する。

(国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置)

2 平成二十九年八月一日から社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

理 由

公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日より前の平成二十九年八月一日から行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出に関する報告書)

一 議案の目的及び要旨

本案は、公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の二十五年から十年への短縮について、その施行期日を消費税率の十パーセントへの引上げに係る規定の施行の日から平成二十九年八月一日に改める等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の二十五年から十年への短縮について、その施行期日を消費税率の十パーセントへの引上げに係る規定の施行の日から平成二十九年八月一日に改める等の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、民進党・無所属クラブより、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下「年金機能強化法」という。)の施行期日を平成二十九年四月一日とし、受給資格期間の短縮に係る老齢基礎年金等で平成二十九年五月分から同年九月分までのものについては、それぞれ国民年金法等に規定する支払期月後の支払期月で政令で定める支払期月に支払うことができるものとする修正案が、また、日本共産

平成二十八年十一月一日 衆議院會議録第八号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

三〇

党より、年金機能強化法により受給権が発生する老齢基礎年金等に要する費用のうち国の負担等に係るものの財源に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出されたが、いずれも賛成少数をもって否決された。

民進党・無所属クラブ提出の修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して塩崎厚生労働大臣から「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成二十九年年度において約二百六十億円、平成三十年度において約六百五十億円の見込みである。

平成二十八年十月二十八日

厚生労働委員長 丹羽 秀樹
衆議院議長 大島 理森殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十八年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「石油の採取に必要な資金」を削り、「可燃性天然ガスの採取を」石油等の採取に改め、同項第三号中「探鉱及び」を削り、同項第四号中「及び」を、「の探鉱及び採取をする権利(その権利を取得するために必要な権利を含む)」、海外における」に、「その他これ」を「その他これら」に改め、「経済産業省令で定める期間内における」を削り、同項第九号を次のように改める。

九 次に掲げる船舶の貸付けを行うこと。

イ 石油等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶

ロ 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶

第十二条第一号中「及び第四号」を削り、「石油

等に係るものに限る。」の下に、「同項第四号に掲げる業務(石油等に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。」を、「(石炭及び地熱に係るものに限る。)」の下に、「同項第九号に掲げる業務(同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。)」を加え、「並びに同条第二項第一号に掲げる業務」を、「同条第二項第一号に掲げる業務並びに同条第三項の業務(同条第一項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。)」に改め、同条第二号中「石油に係るものを除き」を「石油に係るものにあつてはその採取に必要な資金に係るものであつて特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に係るものに限る。」に、「特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条」を「同条」に改め、「金属鉱

物に係るものに限る。」の下に、「同項第四号に掲げる業務(石油等に係るものであつて同法第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に係るものに限る。)」を加え、同条第三号中「並びに同項第九号、第十四号」を「同項第九号に掲げる業務(同号ロに掲げる船舶の貸付けに限る。)」並びに同項第十四号に改め、「の業務」の下に「同条第一項第九号ロに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。」を加える。

第十四条第一項中「業務」の下に「海外における

石油等の採取及び可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに」を、「権利譲受け資金」の下に「海外における石油等の採取に係るものを除く。」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則の経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

我が国企業による石油等の資源の確保を促進するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構について、海外における石油の採取に係る出資業務、探鉱権等の取得業務及び政府保証付き長期借入金等の対象の拡充等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国企業による石油等の資源の確保を促進するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の機能を強化する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の業務について、次の業務を行うことができるようにすること。

(一) 海外における石油の採取に必要な資金(権利譲受け資金以外のもの)を供給するための出資

(二) 海外における石油等の探鉱権等を取得するために必要な権利等の取得

(三) 石油等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け

2 機構が行う政府保証付き長期借入金等について、海外における石油等の採取及び可燃性天然ガスの液化に必要な資金を供給するための出資に必要な費用を対象とすること。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国企業による石油等の資源の確保を促進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十八年十月二十八日

経済産業委員長 浮島 智子
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）における案件の審査の実施にあたっては、法の目的・趣旨に厳格に従うとともに、当該案件の採択による現在及び将来の我が国国内の資源とエネルギー産業に対する影響や案件当事国の環境・社会面への影響等も検討するなど、多方面から厳正かつ適正に行うよう努めること。

二 海外資源会社の買収や産油国国営石油企業株式の取得等の業務拡充措置については、政府保証付き長期借入金等による資金調達が可能とされること、機構以外の者への譲渡の期限の定めのないこと等から、場合によっては経済性の少ない権利の取得等が行われ国民負担が生じる懸念があることを十分踏まえ、機構内において厳格な審査を行い得る人材の確保のほか、外部の専門家による資産評価や第三者委員会による確認の手続きを講じるなど審査体制を整備し、業務に係る意思決定の客観性・透明性を確保するとともに、事後の評価に資する十分な情報公開に努めること。

三 海外資源会社の買収や産油国国営石油企業株式の取得等の業務の実施については、それに伴い獲得が期待される石油等が我が国の低廉で安定的な資源供給に資するよう、あらかじめ我が国におけるニーズを把握した上でその利用の

ために万全の対応を図るとともに、対象となる国からの輸入状況等については、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。

四 石油開発技術は、将来に向けてさらなる技術の高度化・広範開化が求められ、技術が複雑化していることを踏まえ、機構において、幅広い知見を持ち、最適な技術を選択できる人材の育成に積極的に取り組むこと。

五 油価低迷等の世界的なエネルギー情勢の変化を踏まえ、我が国自主開発目標の早期達成に資するものとなるよう、機構による民間支援業務を効果的に実施するとともに、政府系金融機関による支援措置等、政府及び関係機関一体となつた権益獲得の取組を図ること。

六 産油国国営石油企業株式の取得による戦略的パートナーシップの構築にあたっては、産油国国営石油企業との間で長期的かつ総合的な取組を進め、信頼関係の構築により将来の権益獲得に資するものとなるよう、担当人材の育成等の組織体制の強化等に努めること。

併せて、我が国に対する信頼が一層深まるよう、政府においても資源外交を積極的に展開するとともに、将来的な権益獲得に向けて、政府、機構、民間資源開発会社が緊密に連携して取り組むこと。

七 独立行政法人に対する国民の厳しい見方があることを踏まえ、真に機構が国民のために必要な行政サービスを提供し、かつ国民に信頼される運営を構築するために、業務・組織の改革に取り組むよう、必要な措置を講ずること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
一 一 八 円
一 〇 円